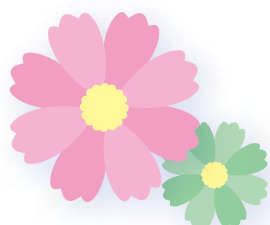


第9期 水巻町高齢者福祉計画



安心して笑顔で暮らせるまち
みずまき



令和3年3月
水 巻 町



はじめに

現在、わが国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎え、今後も速いスピードで高齢者人口が増加することが予測されています。

また、少子化や地域社会の機能及び世帯構成の変容等が進行する中、社会構造の変化に対応可能な介護・福祉のあり方が一層厳しく問われる状況にあります。

そこで国では、「地域共生社会」の実現を見据えた社会福祉関連法律等の改正を進め、特に高齢者福祉分野においては、高齢者の在宅生活を支える仕組みである「地域包括ケアシステム」を、2025年度をめどに各市町村にて構築するよう求めています。そのため、本町においても、第7期から第9期高齢者福祉計画に地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を盛り込み推進しているところです。

そもそも、高齢者が住み慣れた地域において長く生活するためには、常日頃から地域における見守り・支え合いのつながりを強化しておくことが肝要です。

2040年には、全国で1,000万人を超えると予測される85歳以上高齢者が地域生活を送ることになりますが、それは、単に医療・介護サービスの需要が増加するというのみではなく、要介護の状態には至らなくても、日常の些細な困りごとへの対処を必要とする人が増えるということであろうと思われます。

本町では、2025年はもとより、2040年における本町の高齢者福祉のあるべき姿を見据え、地域住民が「我が事」として地域づくりに主体的に取り組み、行政サービスにおいては「丸ごと」の相談支援体制を整備して、双方が協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決できる包括的な支援体制の構築を目指したいと考えています。

最後に、この計画をつくるにあたり、ご尽力いただきました水巻町地域ケア推進会議委員の皆様をはじめ関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

水巻町長 美 浦 喜 明



目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付けと計画期間	3
3 計画の策定方法	5
4 計画の進捗管理	6

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し	8
2 町の高齢者福祉施策に関する課題と解決に向けた方策	9

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念及び基本施策	16
2 日常生活圏域の設定	17
3 施策の体系と具体的な施策	19
4 目指す地域包括ケアシステム図	21

第4章 高齢者福祉施策の展開

基本施策1 介護体制の充実と医療との連携強化	24
基本施策2 主体的な介護予防・健康づくりの推進	28
基本施策3 包括的な生活支援体制と環境の整備	32

資料

1 高齢者人口、要介護等認定者数の状況	44
2 アンケート調査にみる住民のニーズ	48
3 水巻町地域ケア推進会議 委員名簿	56
4 策定経過	57
5 水巻町の地域ケアの構造	59
6 用語解説	61

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、総人口が減少を続ける一方で、平成27年以降は団塊の世代が65歳を超え、高齢者人口及び高齢化率の増加が続いています。全国的な超高齢社会の到来と同様、本町においても、65歳以上の高齢者数は令和2年9月末現在で9,194人、高齢化率は32.8%と高齢化が進み、核家族化など世帯構造も変容しつつあります。

本町では、第7期～第9期高齢者福祉計画の期間、つまり平成27年度から令和5年度までの9年間で地域包括ケアシステムの構築のための計画期間と定め、医療・介護・介護予防・住まい等の一体的提供と、自立した生活を支えるための仕組みづくりに取り組んでいます。

令和2年に改正された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、令和22年（2040年）を睨み、住民の複雑化・複合化した課題に対応可能な市町村レベルの包括的支援体制構築への支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備の促進など、地域共生社会の実現に向けた、社会福祉基盤整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

本町においても、高齢者の増加や家族構成の変化などにより、今後さらに医療・介護ニーズや生活課題が多様かつ複合的になることが予想されます。これらの課題に対応するには、第7期計画から継続してきた地域包括ケアシステムの構築の推進と同時に、行政組織の横断的な連携の仕組みづくり、住民・関係機関等との協働による地域づくりなど、本町における地域共生社会の実現を目指した施策の展開が最も求められるところです。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大という未曾有の事態が発生したことにより、高齢者の活動量の減少が招くフレイル、認知機能低下などが危惧されています。

そこで、本町においても、国や県の感染症予防方針や支援策に加え、高齢者一人ひとりの命と生活を守るため、感染症の蔓延防止に配慮しながら高齢者のフレイル予防や社会的孤立への対応、介護サービスの提供体制の維持・確保など、新しい生活様式に沿った形で取り組む必要があります。

本町では、このような背景を踏まえ、行政や関係機関、住民が連携・協働しながら、高齢者福祉及び介護保険施策を包括的・計画的に推進し、地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現を目指すことを目的とし、第9期水巻町高齢者福祉計画を策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

（１）計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」に該当し、65 歳以上の高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、全ての高齢者に関する保健福祉施策全般を範囲とする計画です。

また、高齢者福祉は介護保険制度と密接な関係にあるため、福岡県介護保険広域連合が策定する「第 8 期介護保険事業計画」と一体的なものとして、総合的な高齢者福祉施策を展開する計画となります。

さらに、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく「水巻町地域福祉計画」の一部も兼ねています。

（２）上位計画・他計画との関係

本計画は、「第 5 次水巻町総合計画」（平成 30 年度～令和 9 年度）における高齢者福祉の部門計画の役割を担うとともに、町の上位計画・関連計画との調和を保ちながら策定します。

また、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「福岡県高齢者保健福祉計画（第 9 次）」等との整合性を確保します。

(3) 計画の期間

本計画は、介護保険事業計画との整合性を図りながら策定するため、介護保険事業計画と同様の3年を1期とし、令和3年度から令和5年度までを計画の期間とします。

なお、国や福岡県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

年度	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
福岡県 介護保険 広域連合	第6期介護保険事業計画			第7期介護保険事業計画			第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画		
水巻町	← 水巻町地域包括ケアシステム構築のための計画期間 →									”地域共生社会の実現”を 目指した施策の展開		
	第7期高齢者福祉計画 (前期計画)											
			見直し 期間	第8期高齢者福祉計画 (中期計画)								
						見直し 期間	第9期高齢者福祉計画 (後期計画)					
									見直し 期間	第10期高齢者福祉計画		

3 計画の策定方法

(1) 水巻町地域ケア推進会議による計画内容の検討

医療関係者、町議会議員、区長会の代表、民生委員・児童委員協議会の代表、居宅介護支援事業所の代表、高齢者支援センターの代表、社会福祉協議会の代表、地域の代表、保健師等で構成する「水巻町地域ケア推進会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 各種調査等による現状把握・課題分析

1) アンケート調査の実施

計画策定の基礎となる住民ニーズ等を把握するために、町内在住の65歳以上高齢者、40～64歳の住民（第2号被保険者）、家族等介護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

2) 人口等の統計資料等の把握・分析

本町の総人口や高齢化の状況、要支援・要介護認定者数の状況など、最新の基礎資料を収集し、国や福岡県、近隣市町との比較検討を行い、本町の地域特性や課題について把握・分析を行いました。

3) 各事業の進捗状況の評価及び検証

高齢者福祉主管課及び関係課が、計画に掲げる事業の実施状況や課題等についてとりまとめ、評価を行い、第9期計画に向けた方向性について検討を行いました。

4) 協議体（生活支援体制整備事業）による課題の抽出

地域住民等が参加する第2層協議体からの意見を元に、各地域の課題を整理し、第1層協議体において施策形成の必要性について協議を行いました。

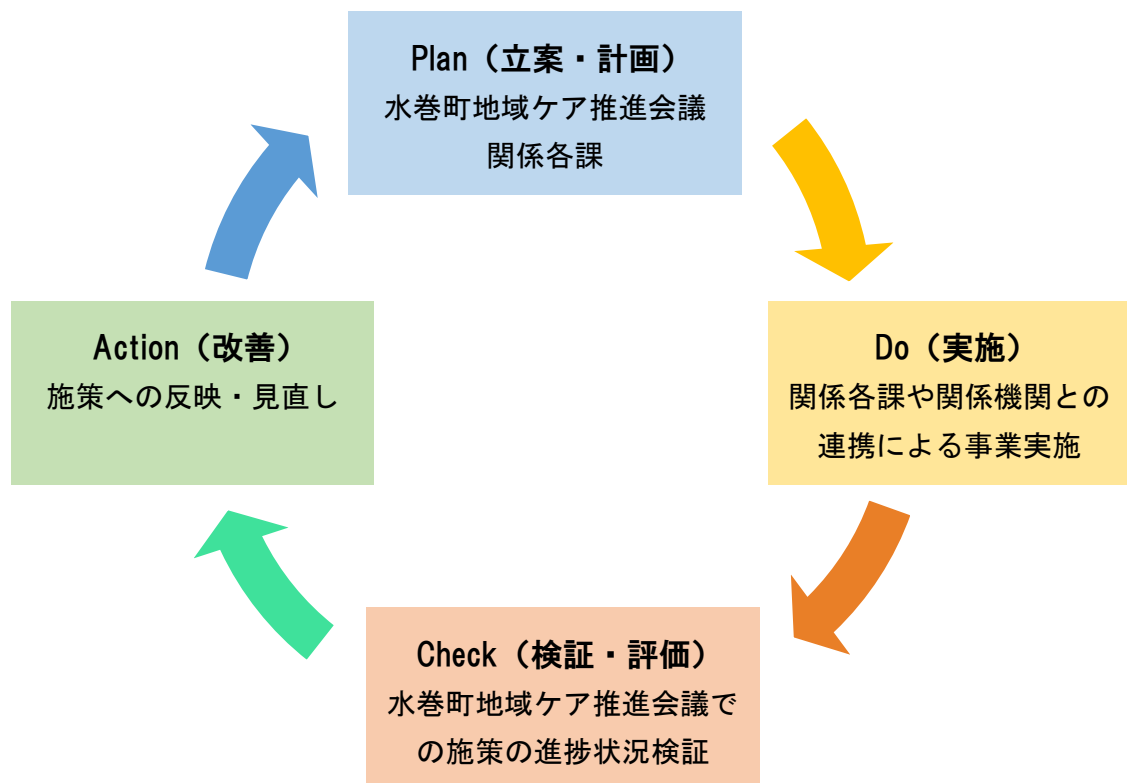
(3) パブリックコメントの実施

計画内容について、広く住民の意見を反映させるため、令和2年12月7日～12月21日にかけて意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

4 計画の進捗管理

水巻町に適した地域包括ケアシステムを構築し、維持していくため、高齢者福祉主管課及び関係課がPDCAサイクルに基づき、施策の進捗管理・評価を行います。

また、これらの評価結果について、主な関係機関・住民組織等で構成する「地域ケア推進会議」において、施策の進捗状況を検証し、施策の改善や今後の方向性について検討していきます。



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

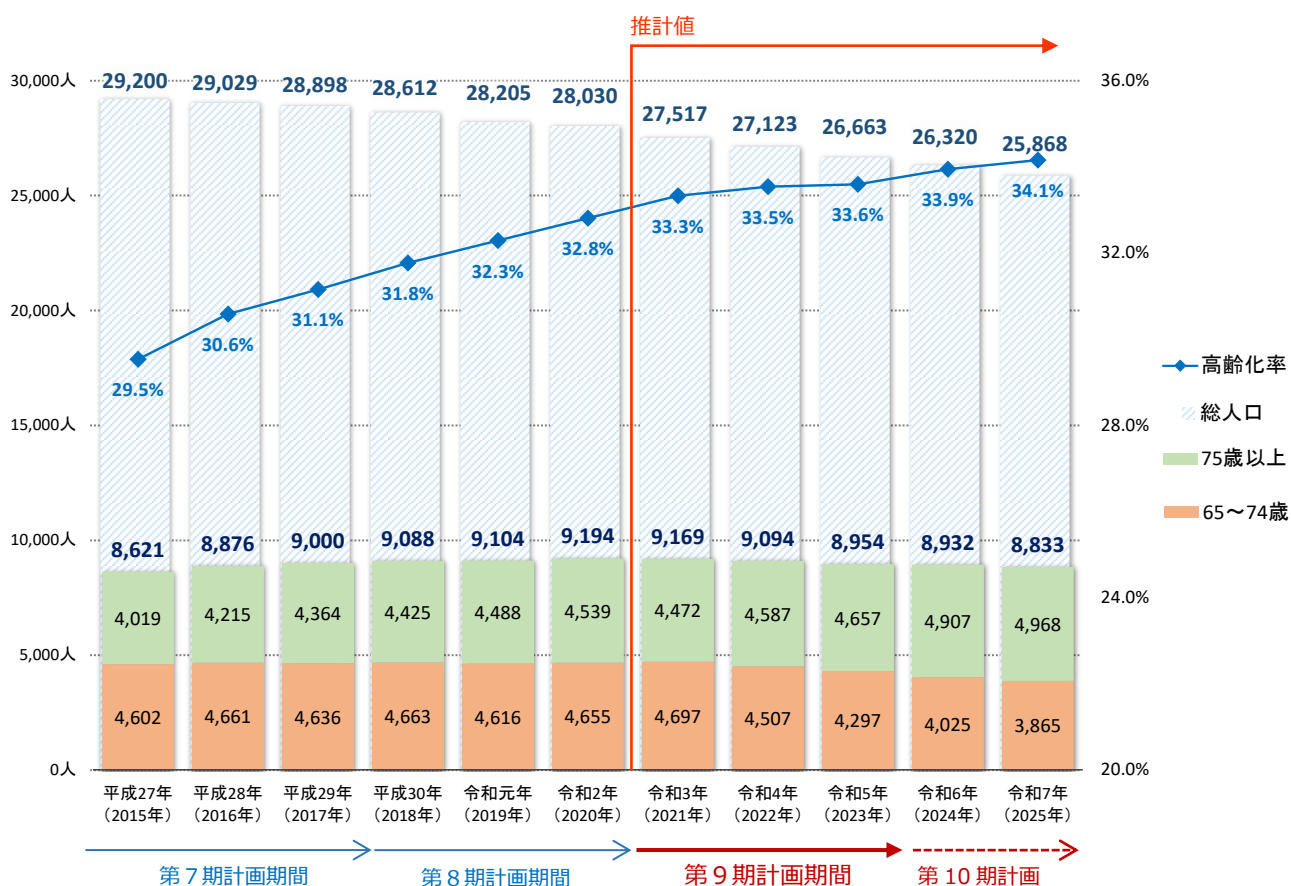
1 高齢者を取り巻く現状と今後の見通し

本町の総人口は、平成27年から令和2年までに1,170人減少し、令和2年9月末現在で28,030人となっています。また、平成30年から令和元年にかけて407人減少となっており、減少幅が大きくなっています。

一方、高齢者人口は増加の傾向にあり、令和2年9月末現在で9,194人、総人口に占める割合（高齢化率）は32.8%となっています。また、高齢者人口の内訳は、65～74歳の前期高齢者が4,655人、75歳以上の後期高齢者が4,539人となっています。

近年の住民基本台帳人口の推移に基づき、本町の総人口及び高齢者人口について将来推計を行うと、本町の総人口は減少傾向が続くと推測され、高齢者人口の将来推計は令和2年の9,194人をピークに、その後は減少していくと見込んでいます。また、総人口の減少に伴い高齢化率はさらに上昇し、令和7年には34.1%となると予測されます。

【町の総人口、高齢者人口、高齢化率の推移】



資料：平成27年～令和2年は住民基本台帳人口による実績値（各年9月末現在）

令和3年以降は、コーホート法による推計値（※令和2年5月現在）

※コーホート法とは、過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比などを用いて将来人口を算出する方法。

2 町の高齢者福祉施策に関する課題と解決に向けた方策

第8期高齢者福祉計画は、本町の地域包括ケアシステムの構築に向けた中期計画の位置づけで施策を推進してきました。後期計画となる第9期計画においてシステムの完成を目指すため、「アンケート調査」「統計データ」「事業評価」「生活支援体制整備事業 協議体」という4つの観点から、現状の確認や課題の抽出を行い、今後、重点的に取り組むべき施策の検討を行いました。

基本施策1 介護体制の充実と医療との連携強化

第 8 期の体系及び課題				第 9 期計画の対応策と施策の方向性	
基本 施策	施策の 方向性	個別課題		総合的な課題	
1 介護体制の充実と医療との連携強化	介護サービスの 基盤整備	アンケート調査	- 介護者本人の約70%が60歳以上と高齢であり、将来、介護者が介護できなくなったときのことを不安に思う人が多い。 - 要介護者と同居している介護者自身が夜勤や緊急入院した際に、要介護者の介護ができなくなることに不安という意見がある。		
			家族等が在宅介護を実施する中で、介護者側の事情で継続が困難になった場合について不安を感じている人が多く、緊急時等の受け皿整備のニーズが高い。		
	医療・介護連携システムの 構築及び体制維持	事業評価	- 医療機関や介護事業所等を掲載した資源リストや家族介護支援のための取組みについて、住民や関係機関の認知度が低い。 - 遠賀中間医師会圏域の市町村相互の連携や在宅総合支援センターとの連携が弱い。		
			在宅医療・介護連携の仕組みについて、住民への周知が不十分であるため、社会資源情報や事業の詳細が理解されていない。住民が自ら情報を入手する、または、必要な情報を整理するための手段を確保するための方策が不足している可能性がある。		
		アンケート調査	- 在宅医療の認知状況が30%台とやや低い。 - 在宅医療に対して「十分な医療を受けられるかどうか」という不安を持っている人も30%ほどいる。		

第 9 期計画での対応策		施策の 方向性
☒ 計画期間中の住民ニーズ等の動向把握や法改正等に対応可能な体制整備など、<u>地域の実情に応じたハード面の整備</u>		介護サービスの 基盤整備
☒ 在宅介護の円滑な対応と、関係機関の相互連携を確立するなど、<u>医療・介護連携システムの強化</u>		
☒ 住民の在宅医療への理解を深めるため住民相談窓口の周知など、<u>在宅医療に関する情報等の周知啓発</u>		
		医療・介護連携システムの 強化と周知啓発

基本施策2 介護予防と認知症対策の推進

第 8 期の体系及び課題				第 9 期計画の対応策と施策の方向性		
基本 施策	施策の 方向性	個別課題		総合的な課題		
2 介護予防と認知症対策の推進	自立支援・介護予防・重度化防止の推進	事業評価	総合事業または高齢者福祉サービスに関する住民や関係機関の認知度が低い。	- 健康づくりの場を身近なところに確保したいというニーズが高い。また、リハビリの専門職による出前講座を地域で実施してほしいというニーズがある。 - 高齢者福祉サービスや介護予防に関する取組みの認知度が低い。	☒ リハビリの専門職の積極的活用及び出前講座など地域で活用できる教育機会の確保等、<u>総合事業・介護予防・健康づくりの推進</u>	総合事業・介護予防・健康づくりの推進
		アンケート調査	- 高齢者は健康づくりや介護予防に対する意識がやや低い。 - 健康づくりの場に参加しやすくするには、場が身近にあることを希望する割合が高い。 - 福祉バスを除いて高齢者福祉サービスに関する認知度が低い。 - 高齢者福祉サービスをまとめたものの配付希望がある。			
		協議体	- 車がなくても外出できる手段が不足している。 - 足腰が悪く地区行事に参加できない。 - リハビリの専門職による出前講座が活用されていない。			

第 8 期の体系及び課題				第 9 期計画の対応策と施策の方向性	
基本 施策	施策の 方向性	個別課題	総合的な課題	第 9 期計画での対応策	施策の 方向性
2 介護予防と認知症対策の推進	認知症対策の推進	事業評価	● 認知症に関する取組みの周知が不足している。 ● 認知症に関する知識が不十分。 ● 認知症サポーターの活躍の場が不足している。 ● 認知症の予防・早期診断を希望する人の割合が高い。	☑ 認知症施策に関する相談窓口の周知啓発、認知症サポーター養成の推進など、認知症予防、早期発見・早期対応と周知啓発の強化	権利擁護・認知症対策の推進
		アンケート調査	● 徘徊高齢者対策に関する事業の周知が不十分。	☑ 徘徊高齢者等位置探索サービスの周知など、徘徊高齢者の危険対策	見守り・支え合いづくり（地域共生社会）の仕組みづくりの推進

基本施策3 生活支援と住まいの確保

第 8 期の体系及び課題				第 9 期計画の対応策と施策の方向性	
基本 施策	施策の 方向性	個別課題		総合的な課題	
3 生活支援と住まいの確保	（活動拠点の基盤づくり／活動拠点への支援／地域福祉の推進／地域福祉ネットワークづくりの推進／見守り体制の構築）	事業評価	- 地域の「担い手」不足と固定化が進み、特定の人の負担が増えている。 - 居場所づくりにおいて、地域の中での住民ニーズの把握や課題分析が不十分。 - 緊急時や災害時の見守り体制について、関係機関の連携が弱い。	- 自治会や老人会という組織の中で、役員等特定の人の負担が大きいことで、自治会等の活動への参加意向が低くなっている。 - 声かけ程度の見守り（安否確認）はできるという人は多いが、活用の仕組みが整理されていない。 - 居場所づくりにおける住民ニーズの把握が十分にできていない。 - ボランティアを担う人への助成や補償等がない。 - 緊急時や災害時のための見守り体制について、関係機関による連携が弱い。	☒ DCOM事業等、地域における互助活動の推進 生活支援体制整備事業や見守りネットワーク協議会の機能強化 避難行動要支援者の避難支援対策 生活支援体制整備事業協議体における核となる住民リーダーの育成 ボランティア活動をしやすいための助成・補償の検討 などの <u>住民同士の見守り・支え合い体制の仕組みづくりの推進</u>
		アンケート調査	- 全校区とともに若年層（40-64歳）は地域活動に参加していない人の割合が高く、今後の自治会活動等の参加意向も低い。特に、猪熊小学校区にその傾向が強い。 - 声掛け等の簡易な見守りはできると考えている人は多いが、具体的な活躍の場がない。		
		統計資料	- 住民主体による訪問型サービスBの他自治体の実施状況：福岡県（H31）11市町村/60市町村（18.3%） - 住民主体による通所型サービスBの他自治体の実施状況：（全国H30）223市町村/1,741市町村（12.8%）、（福岡県H31）11市町村/60市町村（18.3%） - 地域の担い手育成という観点から展開する事業として、住民が実施主体となる事業設置が求められているが、本町では未実施であり、また、全国的にも設置が進んでいない状況。本町が実施する類似事業としてDCOM事業やふれあい体操があるが、いずれも担い手の固定化が課題となっている。		
		協議体	- 送迎や介助を行うボランティアがない。 - ボランティアを担う人への助成や補償等を確保しないとハードルが高い。		
				見守り・支え合い体制（地域共生社会）の仕組みづくりの推進	

第8期の体系及び課題					第9期計画の対応策と施策の方向性	
基本 施策	施策の 方向性	個別課題		総合的な課題	第9期計画での対応策	施策の 方向性
3 生活支援と住まいの確保	生きがいづくり・社会参加の推進	事業評価	・ 高齢者と子どもとの世代間交流の場が少ない。	● 世代間交流の場が少ない。 ● 地域との関わり方や地域活動への参加意識が低減している。	☑ 高齢者同士の助け合い・支え合い、世代間交流機会の確保など、社会参加・仲間づくりの支援	見守り・支え合い体制（地域共生社会）の仕組みづくりの推進
		アンケート調査	・ 地域活動への参加状況について「参加していない」は、高齢者が43.7%、若年層（40～64歳）が65.3%となっている。また、となり近所との付き合いが少ない人ほど、地域活動に参加する割合が低い傾向にある。			
	（相談支援・介護者支援）総合相談支援	事業評価	・ 高齢者支援センター等の相談窓口の認知度が低い。	● 各種相談窓口の認知度が低く、有効活用がなされていない。	☑ 高齢者支援センターを活用して、在宅医療や介護保険等、高齢者の相談窓口の周知を行うなど、身近な相談窓口の機能の充実	総合相談機関の周知の強化
		アンケート調査	・ 相談しやすい窓口や情報提供が必要と感じている人は多いが、高齢者（65歳以上）の地域包括支援センターの認知度は約40%、高齢者支援センターの認知度は約30%と低い。			
	総合相談支援（権利擁護）	事業評価	・ 権利擁護や高齢者虐待に関する関係機関の連携が弱い。 ・ 成年後見制度の利用促進に関する取り組みが不十分。	● 相談窓口になる関係機関相互の連携が弱い。 ● 成年後見制度に関する情報提供や利用促進に関する取り組みが不足。	☑ 関係機関との連携による虐待等の相談支援や高齢者虐待に対する知識の周知啓発など、高齢者虐待への対応 ☑ 成年後見制度利用促進計画に基づき、必要な人が制度を利用できるよう支援するなど、成年後見制度の利用促進	権利擁護・認知症対策の推進
		アンケート調査	・ 成年後見制度の内容まで知っている人は20%未満と低い。			

第 8 期の体系及び課題				第 9 期計画の対応策と施策の方向性	
基本 施策	施策の 方向性	個別課題		総合的な課題	
3 生活支援と住まいの確保	高齢者にやさしい住環境の整備	事業評価	歩道の拡幅・段差解消・歩道のカラー化等の住民ニーズが高いが、道路幅員が狭いため実施が困難。	● 公営住宅や歩道等のバリアフリー化が求められているが、特に歩道に関しては、推進に時間を要する。 ● 空き家が増加していることで、地域の防犯や防災上の問題がある。 ● 移動支援サービスのニーズが高い。 ● 買い物や習い事など、日常生活圏内での移動手段に不便を感じている人の割合が高い。	☒ 他課との協働による計画的なバリアフリー化の推進など、安心して生活できる住環境の整備 ☒ 空き家の高齢者の憩いの場（地域サロン）としての利活用を検討など、安全・防犯・空き家対策の推進 ☒ 高齢者の日常生活圏内での移動手段の確保のための移動支援の仕組みづくりの推進
		アンケート調査	持家の一戸建ての人は、庭の手入れ（除草等）に不便を感じている人が多い。 公営賃貸住宅では、エレベーターやトイレ設備に不便を感じている。 外出支援や送迎等の移動支援に関するサービスや、自宅に食料品や食事を届ける買い物支援（宅配）サービス等のニーズが高い。頃末小学校区は、買い物支援に関するニーズが特に高い。		
		統計資料	町営住宅の 9 割が昭和40年代から50年代にかけて建てられているため老朽化が進み、バリアフリー化されていない。		
		協議体			

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念及び基本施策

(1) 基本理念

本町では、平成27年度を初年度とする第7期計画から、本町に適した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進してきました。

これまでの取り組みを踏まえ、地域包括ケアシステムのさらなる推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者の生活を支える地域づくりを強化し、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

そのため、第7期計画から長期的視点に基づいて設定された基本理念を第9期計画においても継承し、理念の実現に向けた取り組みを進めていきます。

基本理念

安心して笑顔で暮らせるまち
みずまき



(2) 基本施策

第9期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現に向けて必要となる3つの基本施策を以下のように定め、基本理念の実現を目指します。

基本施策1 介護体制の充実と医療との連携強化

- 介護が必要になっても、高齢者の希望する生活を続けることができるよう、地域に根差した介護体制の整備や医療・介護の連携強化、在宅医療の普及を図ります。

基本施策2 主体的な介護予防・健康づくりの推進

- 高齢者が身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、専門職の関与も得ながら、介護予防活動の充実を図ります。

基本施策3 包括的な生活支援体制と環境の整備

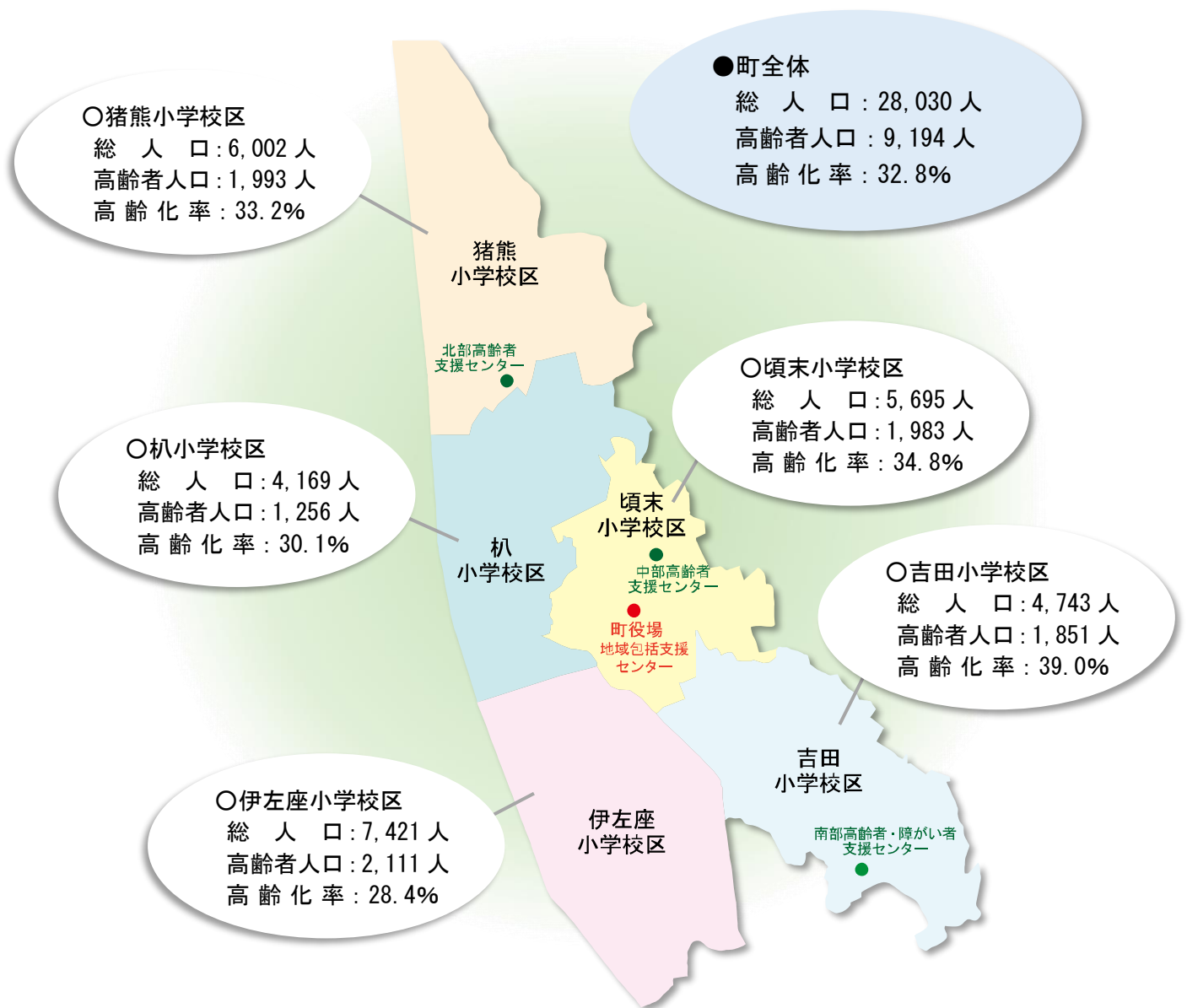
- 地域共生社会の実現に向け、地域の課題解決に向けた互助活動の推進や高齢者の活躍の場づくりなど、地域の見守り・支え合い体制の構築を図ります。
- 誰もが安心して暮らせるよう、相談支援の充実や権利擁護・認知症対策の推進、住環境の整備に取り組めます。また、災害など危機事象への対応も図ります。

2 日常生活圏域の設定

計画における日常生活圏域は、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定することとされています。

本計画においては、5つの小学校区（伊左座、吉田、頃末、杣、猪熊）を日常生活圏域とし、地域包括支援センターや高齢者支援センターが連携しながら、各圏域の実情に応じた取り組みを推進していきます。

【日常生活圏域及び小学校区別人口統計】



※令和2年9月末現在

3 施策の体系と具体的な施策

基本施策		施策の方向性	施策の要点	具体的な施策 ※コロナ等対策の付加
基本施策1	介護体制の充実と医療との連携強化	(1) 介護サービスの基盤整備		
		地域の実情に応じたハード面の整備	住民ニーズ及び法改正等に速やかに対応できる体制整備	●住民ニーズ把握のための介護者アンケート等の実施
		(2) 医療・介護連携システムの強化と周知啓発		
		医療・介護連携システムの強化	在宅医療介護連携推進事業の推進に向け、課題と各関係機関が実施する方策等について遠賀中間圏域で取り組む	●遠賀中間地域在宅総合支援センターの積極的活用
		在宅医療に関する情報等の周知啓発※	在宅医療介護連携や、在宅医療に関する住民認知度を向上させる	●在宅医療に関する出前講座の実施 ●在宅医療・介護連携推進事業を活用した地域住民等への周知・啓発
基本施策2	主体的な介護予防・健康づくりの推進	(1) 介護予防・健康づくりの推進		
		総合事業・介護予防・健康づくりの推進	身近な地域の中で健康づくりの機会を確保する	●地区公民館などを活用した講座の実施※ ●ふれあい体操等の活用※ ●民間の運動施設等の活用※
			リハビリテーション専門職を活用し、介護予防の取組みを推進	●短期集中予防サービス（訪問型・通所型）の実施※ ●地域ケア個別会議へのケアマネジメント支援※
基本施策3	包括的な生活支援体制と環境の整備	(1) 見守り・支え合い体制（地域共生社会）の仕組みづくりの推進		
		住民同士の見守り・支えあい体制の仕組みづくりの推進	地域における互助活動の推進	●DCOM事業の推進※
			地域住民によるニーズ調査、課題分析・共有と、解決に向けた取組みを協議し、互助活動の仕組みづくりを行う	●生活支援体制整備事業の充実※
			地域での見守り活動に関与する関係機関の情報共有や連携の強化	●見守りネットワーク協議会の機能強化 ●避難行動要支援者の支援対策
			自治会に交付している助成制度について検証し、互助活動の仕組みづくりの支援を推進	●地区活動への助成・補償
			地域における多世代の交流機会を確保し、顔見知りの関係づくりを推進	
			地域での見守り活動に関与する関係機関の連携を強化することで、徘徊行動による事故を未然に予防する	●徘徊高齢者等位置探索サービスの見直し・普及 ●はいかい高齢者等SOSネットワークの周知啓発
		(2) 総合相談機関の周知啓発の強化		
		身近な相談窓口の機能の充実※	住民のより身近に相談窓口を設け、適切・迅速なサービス提供を進める	●高齢者支援センターの活用※
		(3) 権利擁護・認知症対策の推進		
		高齢者虐待への対応	司法書士など専門職や関係機関との連携を強化し、適切な虐待対応を行う	●関係機関との連携推進
			住民や関係機関に向けた高齢者虐待に対する知識の周知啓発	●高齢者虐待に関する関係機関等への制度周知 ●住民へ的高齢者虐待相談窓口の周知
		成年後見制度の利用促進	認知症の方など必要な人が成年後見制度を利用できるように支援	●権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ●成年後見制度を促進するための事業の推進
		認知症予防、早期発見・早期対応と周知啓発の強化	認知症という疾患の正しい知識を持つことが予防への第1歩につながることから、地域住民や小中学校、商工会、金融機関等に対し教育機会を提供する	●地区公民館等での認知症予防出前講座の実施※ ●認知症サポーター養成講座の推進・拡大※
			認知症サポーター養成後の受け皿を作ることで、地域等でのゲートキーパー人材を確保する	●認知症サポーターの活躍の場づくり※
		(4) 安心して生活できる住環境の整備		
		住環境の整備	介護が必要な状態になっても、より長く自宅で生活することが可能となるような住環境の整備を推進	●住宅改造助成（すみよか事業）
			町道の整備や町営住宅のエレベーター設置等、ハード面のバリアフリー化の推進	●住環境の計画的なバリアフリー化
		安全・防犯・空き家対策の推進	空き家増加に伴う地域の防犯・防災面の不安の解消	●防犯対策・交通安全対策の強化 ●空き家の地域サロンとしての利活用の仕組みづくり
		移動支援の仕組みづくりの推進	買い物や習い事など、日常生活圏内での移動手段を高齢者が確保できる仕組みづくりを推進	●移動手段の確保・充実 ●福祉バスの運行体系の見直し

4 目指す地域包括ケアシステム図

～ 水巻町地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み ～

医療

- 医療・介護連携システムの強化
- 住民等への周知啓発



介護

- 介護サービスの基盤整備



自治会・民生委員・社会福祉協議会・介護事業所

住まい

- 住環境の整備
- 安全・防犯・空き家対策の推進
- 移動支援の仕組みづくりの推進

見守り・支え合い
体制の仕組みづくり

- 地域における互助活動の推進
- 多世代の交流機会の確保
- 関係機関連携による徘徊行動への見守り



健康づくり

- 身近な地域での健康づくりの機会を確保
- リハビリ専門職の活用



権利擁護

- 高齢者虐待への対応
- 成年後見制度の利用促進
- 認知症予防と早期対応、周知啓発等の強化



地域包括支援センター・高齢者支援センター

認知症支援

- 認知症に関する教育機会の確保
- 認知症サポーターの活躍の場づくり



生活支援・介護予防

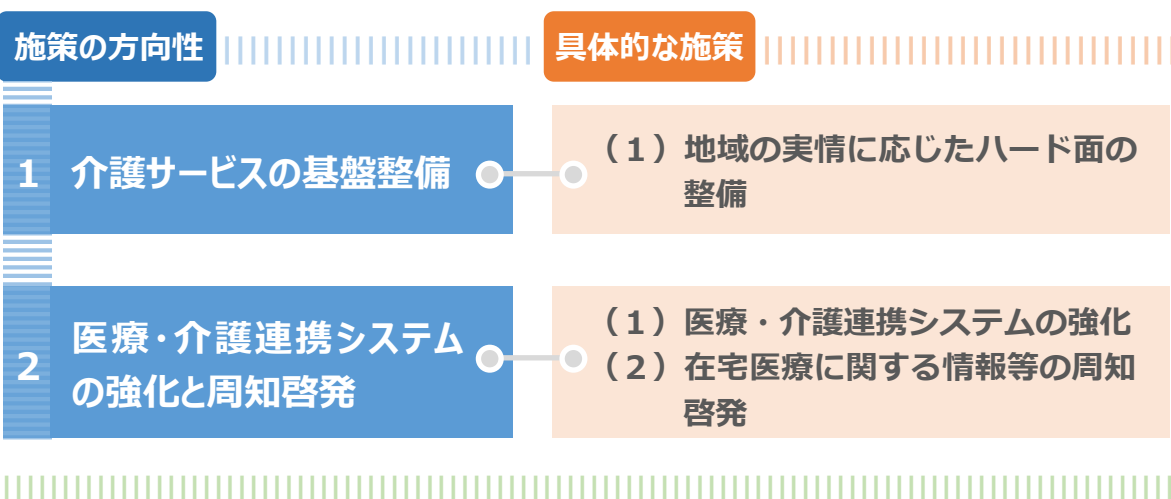


第4章 高齢者福祉施策の展開

基本施策1 介護体制の充実と医療との連携強化

国においては、令和7年（2025年）から令和22年（2040年）にかけて、高齢人口がピークを迎えるとともに、85歳以上人口の増加に伴い、医療・介護・看取り等のニーズが急速に増えることが予想されます。

今後、本計画では、さらに多様化・複雑化していくニーズに対応するため、地域の実情に応じたハード面の整備検討や医療・介護連携システムの強化、在宅医療に関する周知啓発に取り組んでいきます。



施策の方向性 1 介護サービスの基盤整備

ⅢⅢ現状と課題

アンケート調査によると、本町の高齢者や要介護等認定者とその家族の多くは、できる限り住み慣れた地域や自宅で、最期まで暮らしたいという希望を持っています。

一方、家族等が在宅介護を行う中で、介護者側の事情により、一時的または長期的に介護ができなくなった場合の対応に不安を感じている人も多く、家族等介護者が求めるサービスや支援に対応可能な体制を整備しておく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域の実情に応じたハード面の整備

住民ニーズや法改正等に速やかに対応できる体制の整備を図ります。

【主な取り組み】

① 住民ニーズ等把握のための介護者アンケート等の実施

必要なサービス供給体制の整備を図るため、高齢者や要介護等認定者、家族等介護者に対して、定期的にアンケート調査等を実施し、介護需要に関する意向等の把握を行います。

施策の方向性2 医療・介護連携システムの強化と周知啓発

ⅢⅢ現状と課題

アンケート調査によると、在宅で要介護者を介護する家族のうち、約5割が在宅医療を利用したいとの意向を示していますが、一方で十分な医療提供についての不安を感じるという意見もあります。また、在宅医療への認知度も約3割と低い状況です。

また、地域の医療・介護サービス等の社会資源や在宅医療・介護連携の重要性について、住民や医療・介護関係者に十分認知されていないことも課題としてあげられています。

今後、医療ニーズ、介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、地域における在宅医療・介護連携の強化が必要です。

具体的な施策

(1) 医療・介護連携システムの強化

今後、医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、遠賀中間医師会が設置する「在宅総合支援センター」を中心に、医療機関と介護サービス事業者などの関係者間の連携をさらに強化していきます。

【主な取り組み】

① 遠賀中間地域在宅総合支援センターの積極的活用

地域に合った切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制について、遠賀中間地域在宅総合支援センターを中心に連携・協働を進めます。

具体的な施策

(2) 在宅医療に関する情報等の周知啓発

高齢者やその家族が希望する在宅療養生活を続けながら、最期の過ごし方を選択できる環境づくりに向け、地域住民や専門職等に対して、在宅医療と介護の連携に関する情報の周知・啓発に取り組めます。

〔主な取り組み〕

① 在宅医療に関する出前講座の実施

地域住民等に対し、在宅医療や介護サービスに関する出前講座などを開催します。

② 在宅医療・介護連携推進事業を活用した地域住民等への周知・啓発

在宅総合支援センターと連携を図りながら、チラシや広報等を活用し、在宅医療・介護連携や遠賀中間地域在宅総合支援センターの業務内容等について地域住民や関係機関に周知します。

基本施策2 主体的な介護予防・健康づくりの推進

高齢社会では、高齢者の活力が“町の元気”に大きく寄与します。高齢者がいきいきと暮らすことで、心身ともに機能が維持され、活動的な生活が送れることが大切です。

そのためには生活習慣病対策を推進し、セルフマネジメント（養生）に努める意識を広めることも重要となります。

施策の方向性

1

介護予防・健康づくりの推進

具体的な施策

- （１）介護予防・健康づくりの推進
- （２）リハビリテーション専門職の活用による介護予防・重症化予防の推進

施策の方向性 1 介護予防・健康づくりの推進

ⅢⅢⅢ現状と課題

本町では、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

アンケート調査によると、高齢者や若年層の健康づくりや介護予防に対する意識が低い傾向にあり、介護予防に取り組むことの重要性や知識の普及啓発が必要です。

また、健康づくりや介護予防の場に参加しやすい条件として、地域の身近な場所での開催や、専門職によるリハビリテーションが実施されることが求められており、より身近な地域で、介護予防に効果的なプログラムや健康教育の充実が求められています。

高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を推進するためには、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけ、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持った生活ができる生活環境の調整及び地域づくり等が重要とされています。

本町では、既に訪問型サービスC及び通所型サービスC（短期集中予防サービス）を実施していますが、利用が伸び悩んでいる状況にあり、介護支援専門員や高齢者支援センター等に対する事業の周知が必要です。

具体的な施策

(1) 介護予防・健康づくりの推進

町では、今後も介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防や要介護状態の軽減、重症化防止に向けた多様なサービス提供に取り組めます。

また、ふれあい体操などの自主的な介護予防に資する活動が継続されるよう、既存の施設等の活用を進めるなど、身近な地域における介護予防・健康づくりの機会を確保します。

[主な取り組み]

① 地区公民館などを活用した講座の実施

地区公民館など、住民の住まいから身近な場を活用しながら、介護予防・健康づくり、認知症予防などに関する講座を開催し、知識や情報の普及啓発を行います。

② ふれあい体操等の活用

ふれあい体操などの地域住民が主体となった介護予防や健康づくりに取り組む「通いの場」の活動の継続を支援し、介護予防の充実を図ります。

③ 民間の運動施設等の活用

民間の運動施設等を活用し、介護予防・健康づくりが充実するよう支援します。

具体的な施策

(2) リハビリテーション専門職の活用による介護予防・重症化予防の推進

リハビリテーション専門職や保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、介護予防・重症化予防を推進します。

また、短期集中予防サービスについて、介護支援専門員や高齢者支援センター等に事業の周知を行い、利用促進を図ります。

[主な取り組み]

① 短期集中予防サービス（訪問型・通所型）の実施

介護予防・生活支援サービス事業の訪問及び通所によるサービスC（短期集中予防サービス）の事業拡大と充実を図ります。

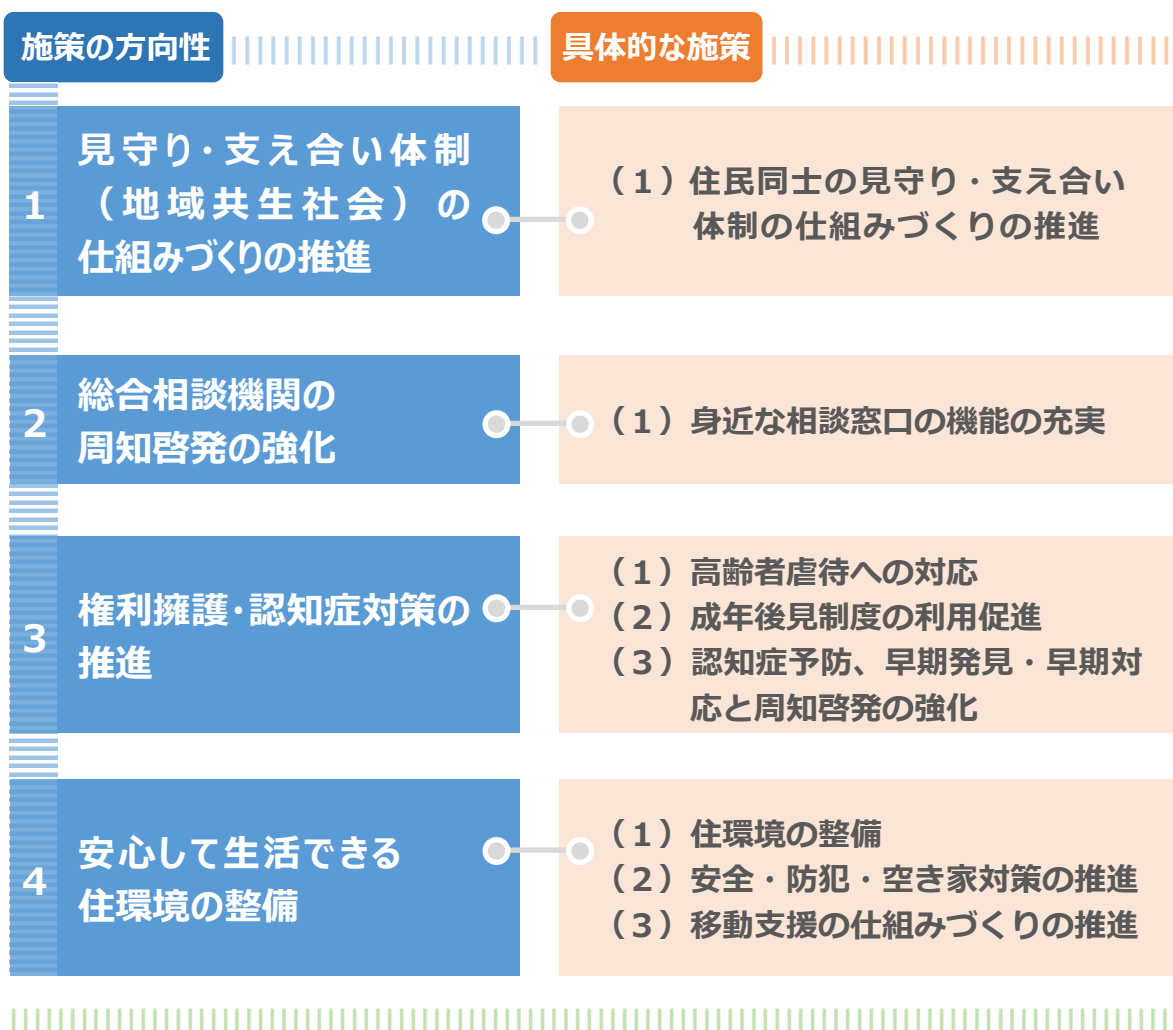
② 地域ケア個別会議等へのケアマネジメント支援

リハビリテーション専門職等が、高齢者の有する能力を評価し、また改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア個別会議におけるケアマネジメント支援を行い、自立支援・介護予防・重症化予防の取り組みを総合的に支援します。

基本施策3 包括的な生活支援体制と環境の整備

国は、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げました。これは、高齢者福祉における地域包括ケアシステムの考え方を、子ども、障がい者などへの支援や複合的な課題にも広げたものです。今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となります。

本町では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。



施策の方向性 1 見守り・支え合い体制（地域共生社会）の 仕組みづくりの推進

III 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的サービスの充実はもとより、自助・互助・共助からなる、住民・自治会・各種団体・関係機関等による連携・協働が不可欠となります。

本町では、地域福祉の推進に向け、活動拠点の基盤づくりや活動への支援、地域福祉ネットワークづくりの推進、見守り体制の構築に取り組んできました。今後、ますます高齢化が進行し、複雑化・複合化したニーズが増えることが予想され、これまでに以上に地域が抱える課題の解決に向け、包括的に支援を行うことが求められます。

本町の抱える課題として、地域において支援を必要とする人・世帯への対応が求められる中、地域活動を担う人たちの高齢化や減少、若い世代の地域活動への参加意識の低下などがあり、人材の確保と地域活動の活性化が重要となっています。

また、少子化や生産年齢人口の減少により、高齢者の生活を支える担い手が不足していることから、意欲と能力のある元気な高齢者が、支援が必要な高齢者を支える相互支援の仕組みづくりや、高齢者を含む全ての住民がお互いに交流を深めながら、地域共生社会の重要な支え手として活躍できる環境づくりが必要です。

さらに、今後、住民主体の地域づくりを進めるにあたっては、感染症対策など新たな支援のあり方を検討していく必要があります。

具体的な施策

(1) 住民同士の見守り・支え合い体制の仕組みづくりの推進

支援が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるよう、互助活動の活性化や関係団体・機関等との情報共有、連携強化を図り、住民同士が助け合い、支え合う地域づくりを支援していきます。

また、高齢者の生きがいがいづくりと健康増進を実現するため、地域共生社会の支え手として高齢者の持つ知識や能力を発揮できる機会の確保に取り組みます。

[主な取り組み]

① DCOM事業の推進（ダイバーシティ水巻）

地域における互助活動の推進と共助意識の醸成を目的として、地区活動の強化を推進します。

② 生活支援体制整備事業の充実

地域住民によるニーズ調査、課題分析・共有と課題解決に向けた取り組みを支援し、事業展開につなげることで、互助活動の仕組みづくりを行います。

また、各地域におけるコーディネーターを住民自身が担えるよう、地域リーダーの育成に努めます。

③ 見守りネットワーク協議会の機能強化

地域における日常の見守りや災害時の円滑な避難誘導などの体制づくりに向け、関係機関との情報共有等を通して見守りネットワークの連携を強化します。

④ 避難行動要支援者の支援対策

「水巻町地域防災計画」に基づき、災害発生時に被害を受けるリスクが高くなる高齢者を速やかに支援するため、「避難行動要支援者台帳」を平常時から整備し、地域や関係団体・機関と共有し、支援体制の構築を図ります。

また、防災訓練の実施や自主防災組織設立の促進など防災意識の向上を図ります。

【主な取り組み】

⑤ 地区活動への助成・補償

住民運営の集いの場における担い手の確保を図り、ボランティア養成講座を修了した人が活躍できる場の検討を行うとともに、自治会やボランティア団体への支援を重点化し、互助活動の仕組みづくりを支援します。また、安心して活動ができるよう補償等についても他課と連携し検討を行います。

⑥ 徘徊高齢者用位置探索サービスの見直し・普及

位置探索システムを使って、徘徊のおそれのある認知症高齢者の居場所を探索できるよう、利用者に合った端末機器を提供し、徘徊行動による事故の未然防止につなげます。

⑦ はいかい高齢者等SOSネットワークの充実・周知徹底

名前や特徴、写真などを事前に登録し、徘徊行動などで行方不明になった時に、遠賀郡・中間市広域で捜索・発見のために折尾警察署生活安全課・行政機関・消防・タクシー会社などが連携して実施しています。

今後、事業の周知を徹底し、徘徊行動による事故の未然防止につなげます。

施策の方向性2 総合相談機関の周知啓発の強化

Ⅲ 現状と課題

本町では、高齢者をはじめとする地域住民の身近な相談窓口として高齢者支援センターを町内に3か所設置しており、地域包括支援センターや関係機関等と連携を図りながら、情報共有や地域のネットワークの構築等を進めています。

アンケート調査によると、高齢者支援センターの認知度は低い一方で、取り組みを求める町の高齢者支援施策として「相談できる窓口設置や情報提供」への意向が高くなっています。

近年では、80代の親が50代の子どもを経済的に支える必要がある世帯（8050問題）や子育てと親の介護を同時に行うダブルケア負担など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加が予測されており、包括的な支援体制の構築が必要です。

具体的な施策

（1）身近な相談窓口の機能の充実

今後、地域包括支援センターのブランチである高齢者支援センターのより一層の周知を図るとともに、高齢者やその家族等にとってより身近な相談窓口として、複雑化・複合化した課題に対応できるよう、包括的な支援体制を構築し、機能の充実に図ります。

【主な取り組み】

① 高齢者支援センターの活用

高齢者やその家族が必要に応じて適切・迅速なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、町の高齢者福祉サービスの情報提供を行います。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、支援が必要であるにもかかわらず情報や支援が届いていない複合的な課題を抱える高齢者を把握し、積極的に働きかけ、必要な支援につなげられるよう、身近な相談窓口としての機能の充実に図ります。

施策の方向性3 権利擁護・認知症対策の推進

ⅢⅢⅢ現状と課題

本町では、高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加や障がい者を支える親の高齢化による「親亡きあと問題」など、生活に何らかの支援が必要な人たちが顕在化しています。そのような人たちの権利を護る仕組みとして、成年後見制度がありますが、制度の有効利用や制度への理解が十分とはいえない状況です。

家族介護者へのアンケート調査においても、身体的・精神的負担を抱える介護者が多い状況も伺えます。

今後、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が十分でない人や高齢者への虐待対応、経済的な生活困窮を抱える家庭など、関係する専門機関等と連携しながら、高齢者やその家族を包含した権利擁護の推進に取り組むことが必要です。

また、認知症の人が増加することを見据え、認知症の予防から早期発見・早期対応、医療・介護の連携、地域住民への周知啓発や見守り体制の構築が求められています。

具体的な施策

(1) 高齢者虐待への対応

関係機関との連携を図りながら、高齢者虐待の早期発見・早期対応の強化と虐待を受けた高齢者等への支援に取り組みます。また、関係機関や事業所、住民に対して、高齢者虐待に関する知識の普及啓発に努めます。

[主な取り組み]

① 関係機関との連携推進

高齢者虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な虐待対応を行うため、司法書士などの専門職や警察などの関係機関、地域包括支援センター、医療機関、介護施設、民生委員などの地域の関係団体等との「日常的な顔の見える関係づくり」に努め、連携を強化します。

② 高齢者虐待に関する関係機関等への制度周知

関係機関等へ的高齢者虐待に関する法制度、介護技術や認知症対応、職員のストレス対策などの周知啓発を行い、高齢者虐待の未然防止と対応力の強化を推進します。

③ 住民へ的高齢者虐待相談窓口の周知

地域における虐待防止、早期発見・早期対応についての意識を高めるため、広報やホームページを活用し、虐待に関する知識や虐待を発見した場合の通報窓口について、地域住民への周知に取り組みます。

具体的な施策

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人の意思や権利を尊重し擁護することで、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進します。（「第1期水巻町成年後見制度利用促進基本計画」に準ずる）

[主な取り組み]

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

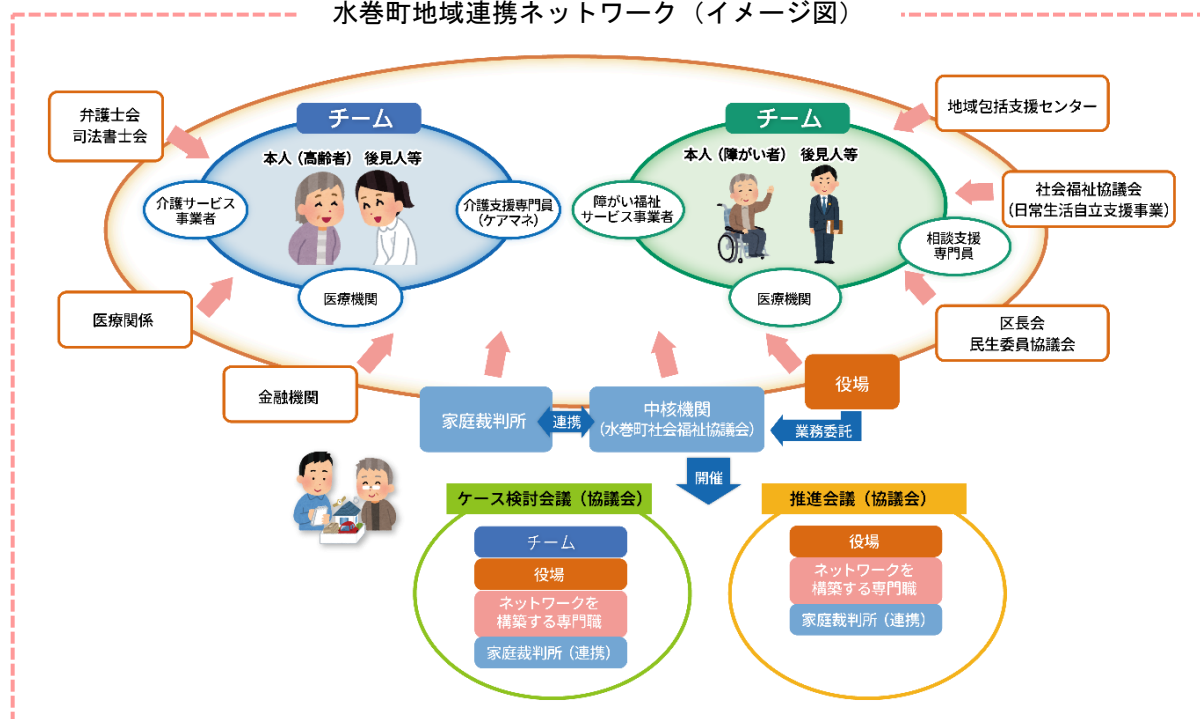
既存の保健・医療・福祉の連携に加え、住民及び地域とともに、家庭裁判所、専門職団体、関係機関が相互に連携・協力しあう「地域連携ネットワーク」を構築します。

② 成年後見制度を促進するための事業の推進

成年後見制度の利用手続きの支援や申し立てにかかる費用及び後見人などへの報酬の一部または全部の費用助成（成年後見制度利用支援事業）を行います。

また、専門的な知識や理解をもった人材の育成と身近な地域でのサポート体制の構築（水巻町成年後見制度法人後見支援事業）を実施し、制度の利用促進を図ります。

水巻町地域連携ネットワーク（イメージ図）



具体的な施策

(3) 認知症予防、早期発見・早期対応と周知啓発の強化

認知症は誰もがなりうる疾患であり、多くの人にとって身近なものとなっています。本町では、引き続き、認知症の発症を遅らせるための、「予防」に関する取り組みを推進するとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するために、医療や介護等関係機関等との連携を図ります。

認知症になっても、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ自分らしい暮らしを続けていくためには、認知症の人を取り巻く人々の理解や支援が不可欠です。

本町では、認知症に関する取り組みの周知不足や認知症サポーター養成講座修了後の具体的な活動の場がないといった課題もみられることから、引き続き認知症サポーターの養成と講座修了者の活躍の場づくりを推進・拡大し、地域における認知症支援体制の強化を図ります。

また、感染症拡大防止の観点から、対面での教育の機会だけでなく、広報やホームページ、SNS等を活用し、認知症に関する情報発信に努めます。

[主な取り組み]

① 地区公民館等での認知症予防出前講座の実施

地区の公民館等において住民主体で行う「通いの場」（ふれあい体操等）や地域住民が幅広く活用できる場を活用し、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動も含め、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につながる出前講座を実施します。

② 認知症サポーター養成講座の推進・拡大

地域住民や小中学校の児童・生徒、商工会、金融機関等の従業員への認知症サポーター養成講座開催を拡大し、認知症に関する理解促進のための教育の機会を推進します。

③ 認知症サポーターの活躍の場づくり

認知症サポーター養成講座修了後、ボランティアとしての活動意欲のあるサポーターに対して、地域の見守りや認知症カフェへの協力を要請し、活躍できる場づくりを検討していきます。

施策の方向性4 安心して生活できる住環境の整備

ⅢⅢ現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、それぞれの生活状況やニーズにあった住まい、生活基盤が整備されていることが必要です。

アンケート調査や協議体の意見において、買い物や習い事など、日常生活圏域内での移動手段に不便を感じている人が多く、交通機関の充実や道路や建物のバリアフリー化など、高齢者に配慮したまちづくりが重要とする回答が多くみられました。今後、自立した日常生活や社会活動を営むため、高齢者に配慮された住宅の整備や生活環境の整備を図るとともに、互助・共助による移動や買い物に関する支援など、多様な生活支援サービスの充実が必要となります。

また、空き家が増加しており、空き家を管理できず放置することにより、犯罪や事故の発生リスクが高まると考えられます。このような、犯罪や事故から高齢者を守るため、防犯対策や空き家対策についても検討が求められています。

具体的な施策

(1) 住環境の整備

地域で安心して暮らすための生活基盤として、それぞれの生活ニーズに合った住宅の提供や道路や建物などのバリアフリー化など、高齢者に配慮された住環境の整備・充実を図ります。

〔主な取り組み〕

① 住宅改造助成（すみよか事業）の推進

介護が必要な状態になっても、できる限り在宅で生活を送ることが可能となるよう、住宅改修が必要な高齢者に対して支援を行います。

② 住環境の計画的なバリアフリー化

関係機関、関係課等との連携の下、町道の整備や町営住宅のエレベーター設置など、住環境のバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者等に配慮したやさしいまちづくりを推進します。

具体的な施策

(2) 安全・防犯・空き家対策の推進

詐欺や消費者被害、交通事故などから高齢者を守るため、関係機関等との連携・防犯対策を強化するとともに、一人ひとりの防犯意識を高める意識啓発に取り組みます。

また、空き家等対策については、「水巻町空き家等対策計画」に定める施策との整合性を図り、本計画では、空き家を福祉サービスの拠点などとして、地域と連携した利活用の仕組みづくりを検討します。

[主な取り組み]

① 防犯対策・交通安全対策の強化

広報やホームページを活用し、詐欺や消費者被害に対する防犯意識や交通安全意識の高揚に取り組みます。また、地域住民による見守りや警察など関係機関等との連携の下、防犯対策・交通安全対策の強化に努めます。

② 空き家の地域サロンとしての利活用の仕組みづくり

地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点などとして利活用可能な空き家等について、所有者等の意向を踏まえ、希望する地域団体に情報を提供するなど、地域と連携した利活用について検討していきます。

(3) 移動支援の仕組みづくりの推進

高齢者の安心・安全と自立した生活を支えるため、外出ボランティアの仕組みづくりや福祉バス等の公共交通網の見直しなど、住民や関係団体・機関、行政が協働し、利便性の高い移動手段の確保・充実に努めます。

[主な取り組み]

① 移動手段の確保・充実

買い物や習い事など、日常生活圏域での移動手段を高齢者が確保できる仕組みづくりを推進します。

② 福祉バスの運行体系の見直し

福祉バス（ゆめあいバス）については、公共交通体系の一環として見直しを図り、高齢者の移動の利便性の向上に努めます。

資料

- 1 高齢者人口、要介護等認定者数の状況
- 2 アンケート調査にみる住民のニーズ
- 3 水巻町地域ケア推進会議 委員名簿
- 4 策定経過
- 5 水巻町の地域ケアの構造
- 6 用語解説

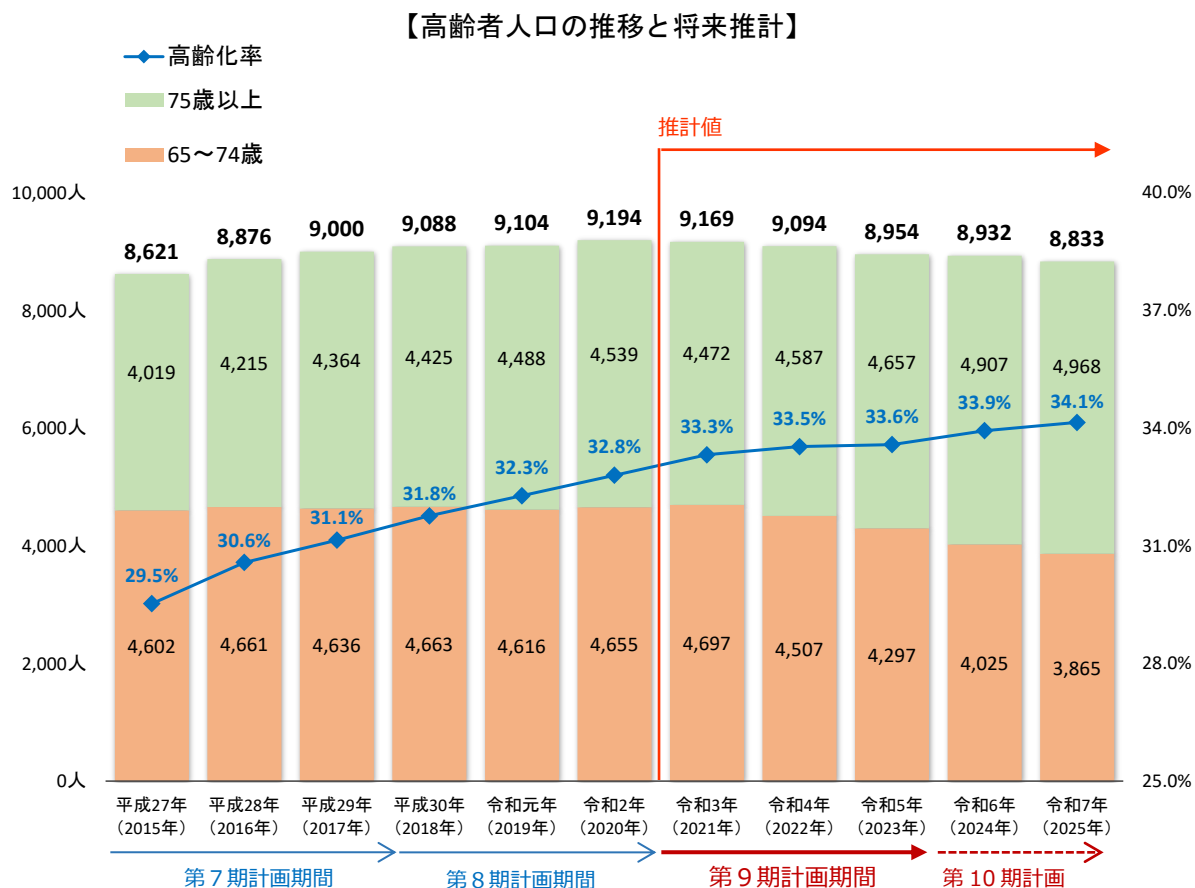
1 高齢者人口、要介護等認定者数の状況

(1) 高齢者人口

本町の高齢者人口は増加の傾向にあり、令和2年9月末現在で9,194人、総人口に占める割合（高齢化率）は32.8%となっています。また、高齢者人口の内訳は、65～74歳の前期高齢者が4,655人、75歳以上の後期高齢者が4,539人となっています。

近年の住民基本台帳人口の推移に基づき、本町の総人口及び高齢者人口について、コーホート法により行った将来推計によると、高齢者人口は令和2年をピークに、その後は減少していくと見込んでいます。また、総人口の減少に伴い、高齢化率はさらに上昇し、令和7年には34.1%になると予測されます。

高齢者人口の内訳は、令和4年以降、75歳以上の後期高齢者が65歳以上の前期高齢者を上回るようになり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、後期高齢者が4,968人と高齢者人口の約56%となることを見込まれます。



資料：平成27年～令和2年は、住民基本台帳人口（各年9月末現在）

令和3年以降はコーホート法による推計値

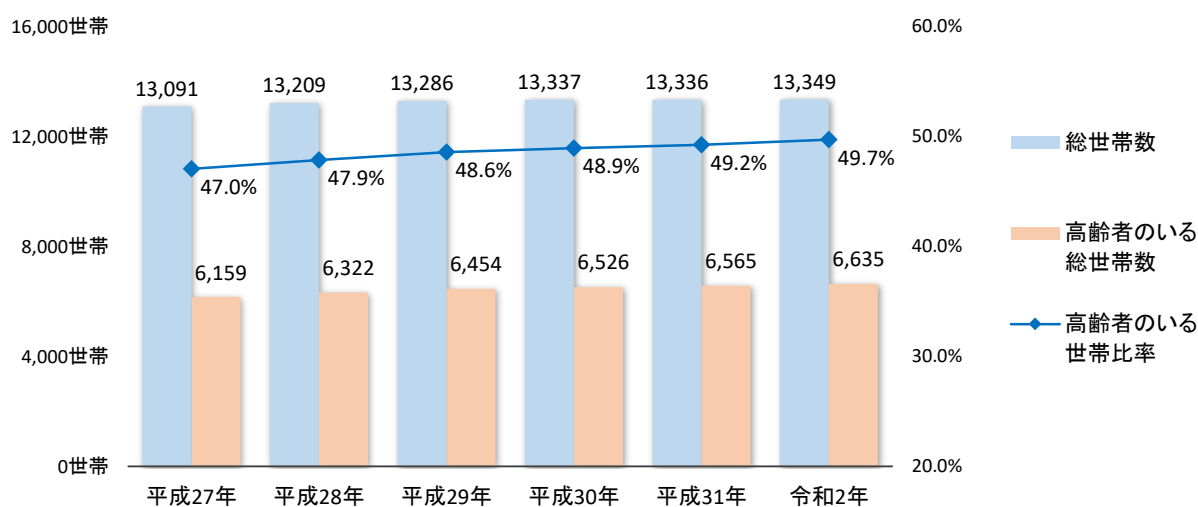
（２）高齢者世帯の状況

令和２年３月末現在、本町の総世帯数は 13,349 世帯で、そのうち高齢者のいる総世帯数は 6,635 世帯となっています。

高齢者のいる世帯比率は増加しながら推移しており、令和２年３月末現在では 49.7%と総世帯数の約半数を占めています。

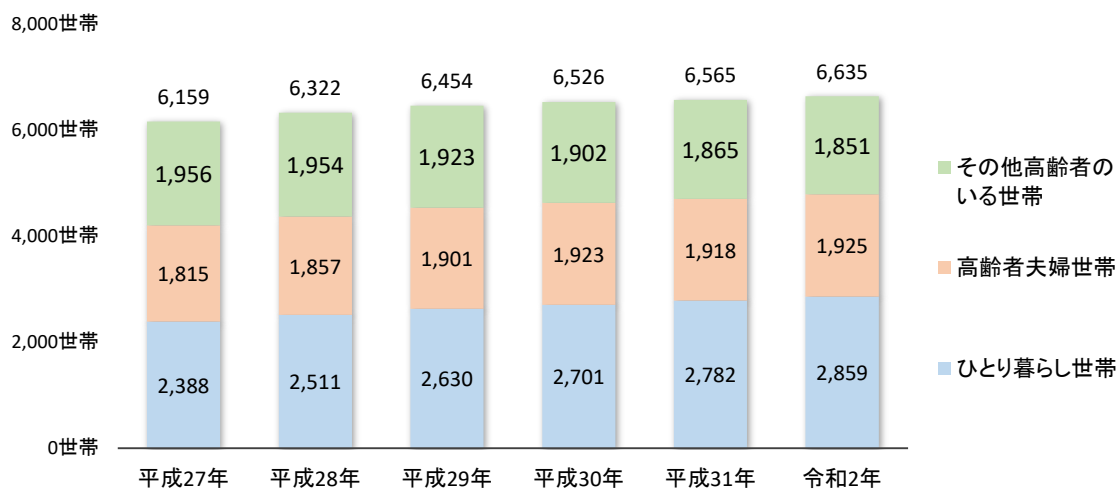
高齢者のいる世帯の内訳は、令和２年３月末現在でひとり暮らし世帯が 2,859 世帯、高齢者夫婦世帯が 1,925 世帯となっており、ひとり暮らし世帯が 43.1%を占めています。また、ひとり暮らし世帯は平成 27 年３月末に比べて 471 世帯、19.7%増加しています。

【総世帯数、高齢者のいる世帯数・比率の推移】



資料：庁内資料（各年３月末現在）

【ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯、その他高齢者世帯数の推移】



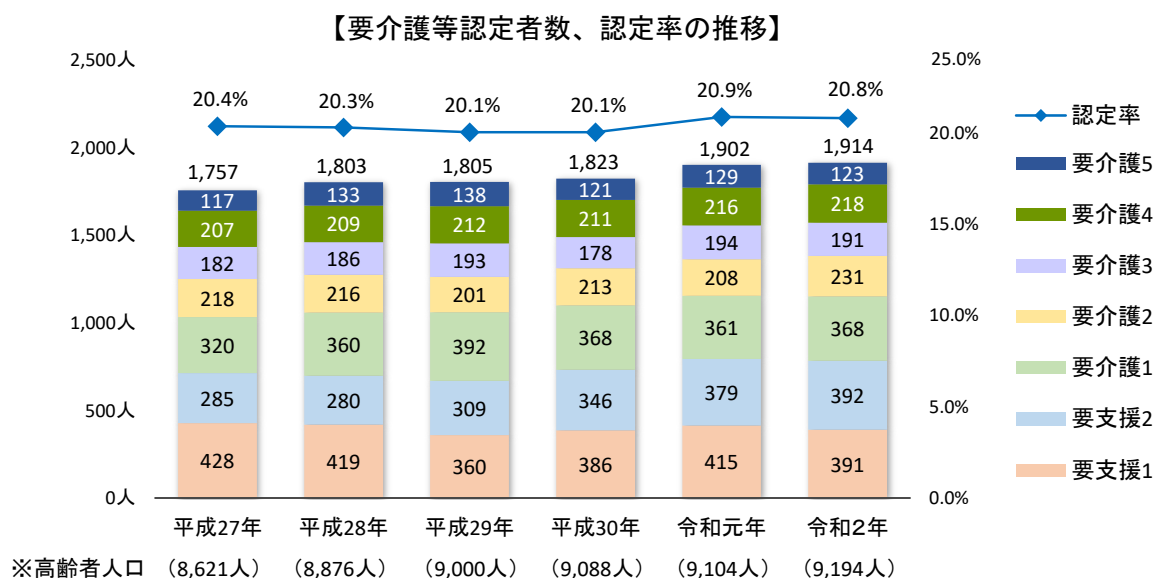
資料：庁内資料（各年３月末現在）

（３）要介護等認定者数の状況

本町の要介護等認定者数は、令和２年９月末現在では１,９１４人となっています。高齢者人口に占める要介護等認定者数の割合（認定率）は、平成２７年以降、横ばいまたは微減で推移していましたが、令和元年に増加し、令和２年９月末現在で２０.８％となっています。

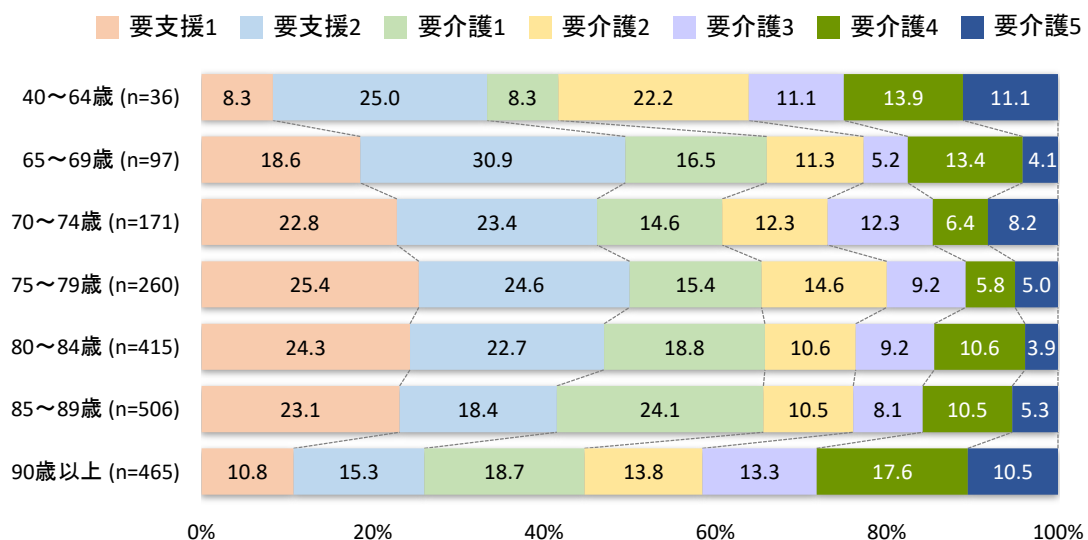
要介護度別でみると、平成２７年から令和２年にかけて要支援１以外は増加しており、特に、要支援２の増加率が３７.５％と大きくなっています。

年齢構成別に要介護度をみると、令和２年９月末現在、要支援１・２は８０歳を境に年齢が上がるにつれて減少し、要介護１以上の占める割合が高くなっています。



資料：庁内資料（各年９月末現在） ※６５歳以上

【年齢構成別の要介護度】

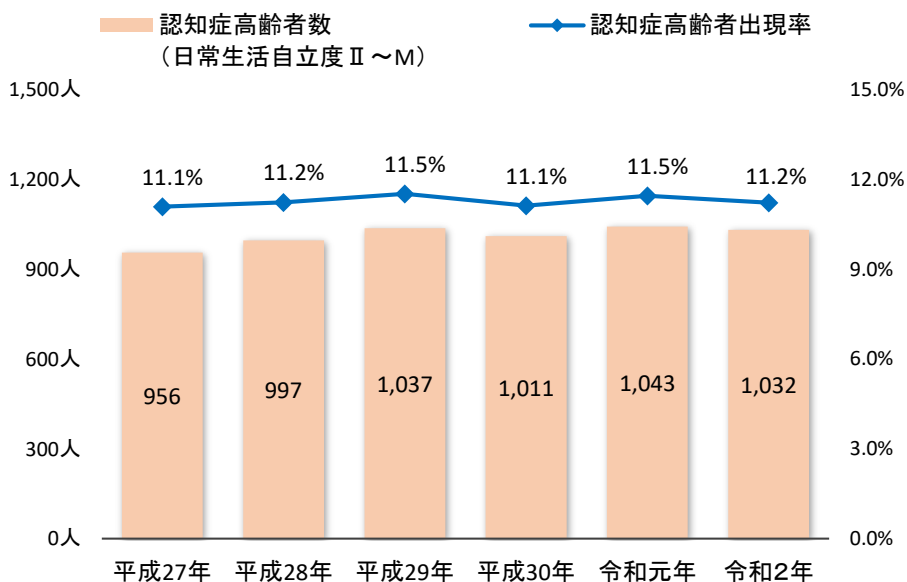


資料：庁内資料（令和２年９月末現在）

（４）認知症高齢者の状況

要介護等認定者のうち、認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ～Ⅳ）は、平成29年以降は1,000人を上回るようになり、令和2年9月末現在1,032人と高齢者人口に対する出現率は11.2%となっています。

【認知症高齢者数、認知症高齢者出現率の推移】



資料：庁内資料（各年9月末現在） ※主治医意見書基準

※日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。

認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ～Ⅳ）とは、下記の表のⅡ～Ⅳに該当する者を指す。

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2 アンケート調査にみる住民のニーズ

(1) アンケート調査の実施概要

計画策定の基礎となる住民ニーズ等を把握するために、町内在住の65歳以上高齢者、40～64歳の住民（第2号被保険者）、家族等介護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

	① 65歳以上 (高齢者)		② 40～64歳 (第2号被保険者)		③ 家族等介護者	
実施時期	令和2年2月～3月		令和2年2月～3月		令和2年2月～3月	
調査対象	65歳以上高齢者の中から2,000人を無作為抽出（水巻町在住）		40～64歳の中から1,000人を無作為抽出（水巻町在住）		在宅で介護保険サービスを利用している高齢者（水巻町在住）の介護者の中から200人を抽出	
調査方法	郵送・自己記入		郵送・自己記入		訪問・聞き取り	
調査票配布数	2,000票		1,000票		200票	
回収票数（回収率）	1,014票	50.7%	408票	40.8%	190票	95.0%
有効票数（集計対象数）	965票	48.3%	400票	40.0%	178票	89.0%
無効票数	49票	2.4%	8票	0.8%	12票	6.0%
入院中・入所中	39票	1.9%	3票	0.3%	4票	2.0%
転居・転出	1票	0.1%	0票	0.0%	0票	0.0%
死亡	0票	0.0%	0票	0.0%	0票	0.0%
その他	7票	0.3%	5票	0.5%	0票	0.0%
記入無	2票	0.1%	0票	0.0%	8票	4.0%

(2) アンケート調査結果（要点）

アンケート調査結果について、質問項目別に各調査の回答を整理し、特徴及び課題等の分析を行い、計画策定の基礎資料としました。

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
基本属性	年齢	・前期高齢者（65～74 歳）51.1%、後期高齢者（75 歳以上）49.0%	・40～49 歳が 29.3%、50～59 歳が 39.8%、60～64 歳が 30.3%	・介護を受けている本人は 80 歳以上が 72.5% ・介護者は 60 歳代が 37.1%と最も高く、70 歳以上は 32.0%	●介護を受けている本人が 80 歳以上の場合、介護者が 80 歳以上の割合が 85.0%	◆介護者本人が高齢となっており、老々介護の増加が懸念される。
	家族構成	・「夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 43.3%、「ひとり暮らし」が 21.7%	・「その他」が 35.8%と最も高く、その内容は「両親と同居」	・「息子・娘（婿・嫁含む）との 2 世帯」が 41.0%、「夫婦二人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 24.7% ・ひとり暮らしは 18.5%	●高齢者調査回答者では、高齢者のみの世帯（「ひとり暮らし」と「夫婦二人暮らし」）が 65.0%	
毎日の生活	悩みや不安	・「自分や家族の健康、老後のこと」（59.3%）、「収入、家計のこと」（29.1%）が高い	・「自分や家族の健康、老後のこと」（69.0%）、「収入、家計のこと」（48.0%）が高い	・「自分が介護できなくなったときのことなど、将来が不安」（46.6%）が高い	●収入、家計のことに悩む人は、若年層が高い	◆共通して、自分や家族の将来について不安や悩みを持つ人が多く、特に、若年層は、自分や家族の健康、老後への不安、経済的な不安を持つ人が多い。
住まい	住宅の種類	・「持家（一戸建て）」が 73.9%、賃貸住宅は 19.9% ・公営賃貸住宅の種類は「町営」が 51.4%	・「持家（一戸建て）」が 65.0% ・公営賃貸住宅は「町営」が 45.1%	・「持家（一戸建て）」が 71.3% ・公営賃貸住宅は「町営」が 59.4%	●高齢者に「持家（一戸建て）」が高い ●賃貸住宅で暮らす高齢者の割合は猪熊小学校区（37.2%）が高い	◆共通して、持家（一戸建て）の人が多く、不便に感じていることは庭の手入れが多く、生活支援に係る検討が必要。
	住まいで不便に感じること	・「特にない」が 39.7%と最も高く、次いで「庭の手入れ」（25.9%）、「老朽化している」（20.7%）が高い ・持家（一戸建て）では「庭の手入れ」、持家（集合住宅）や公営賃貸住宅では「エレベーターがない」が他の住宅種類に比べて高い		・「玄関や家の中に段差がある」が 40.4%と最も高い ・持家（一戸建て）では「庭の手入れ」、公営賃貸住宅では「トイレが和式で使いにくい」が他の住宅種類に比べて高い	●持家（一戸建て）は、庭の手入れに不便を感じる人が多い	◆公営賃貸住宅では、エレベーターやトイレの設備などに不便を感じる人が多く、修繕等の生活環境の整備に係る検討が必要。

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
地域や社会との関わり	近所との付き合いの程度	・「あいさつする程度」が 37.1% と最も高い ・「困ったときには助け合える」が 19.8%、65～69 歳、ひとり暮らし、民間賃貸住宅は低い傾向	・「あいさつする程度」が 53.3% と最も高い ・「困ったときには助け合える」が 13.8%、45～49 歳、ひとり暮らしは低い傾向	・「あいさつする程度」が 37.6% と最も高い ・「困ったときには助け合える」が 16.9%	●「困ったときには助け合える」は若年層やひとり暮らしが低い傾向	◆地域や社会との関わりについては、いずれの年代も近所の人とはあいさつを交わせる程度の付き合いはあると考えられる。 ◆助かる手助け・できる手助けの比較から、災害時の避難の手助けや急に具合が悪くなった時の地域の中での互助の仕組みづくりが必要。 ◆若年層は、地域活動に参加していない人の割合が高く、今後自治会活動等への参加意向も低い。地域を担う人材育成に係る施策等の検討が必要。
	あれば助かる手助け	・「急に具合が悪くなった時の手助け」(25.8%)、「災害時避難の手助け」(18.8%)、「安否確認の声かけ」(13.6%)が高い ・「特にない」は 44.2%	・「急に具合が悪くなった時の手助け」(54.3%)、「通院の送迎や外出の手助け」(52.3%)、「災害時避難の手助け」(44.3%)が高い ・「特にない」は 9.0%	・「安否確認の声かけ」「災害時避難の手助け」(33.1%)、「急に具合が悪くなった時の手助け」(28.7%)が高い ・「特にない」は 32.0%	●高齢者、家族介護者が求める手助けの上位 3 項目は同様の傾向 ●「特にない」は若年層に低く、手助けを求める傾向が高い	
	地域活動への参加状況	・「参加していない」が 43.7%、となり近所との付き合いが少ないほど高い	・「参加していない」が 65.3%、となり近所との付き合いが少ないほど高い		●近所との付き合いの程度が少ないほど、地域活動に参加する人が少ない	
健康づくりや介護予防	参加したい介護予防事業	・「まだ元気なのでよくわからない」が 48.5% ・「教室に通って、集団で足腰の衰えの予防や筋力アップのための運動等を行う」が 26.9%と高い	・「まだ元気なのでよくわからない」が 46.8%		●高齢者、若年層ともに半数近くが「まだ元気なのでよくわからない」と回答 ●通いによる介護予防事業への参加意向が高い	◆高齢者は健康づくり、介護予防に対する意識がやや低い傾向にある。健康づくりや介護予防に関する十分な知識の普及啓発の在り方について検討が必要。
	参加しやすくなるために必要なこと	・「近所で行われること」(42.6%)、「料金が無料または安いこと」(37.1%)が高い	・「教室に通って、集団で足腰の衰えの予防や筋力アップのための運動等を行う」が 45.5%と高い		●若年層は特に料金が無料または安価であることを重視している	◆通いなどで、足腰の衰えの予防や筋力アップのための運動等の関心が高いことから、地域での運動教室等の開催について検討する必要がある。

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
介護保険の仕組みや在宅医療	介護・介助が必要になった原因	・「高齢による衰弱」(27.3%)、「骨折・転倒」(25.0%)、「心臓病」(22.7%)が高い		・「骨折・転倒」(36.0%)、「認知症(アルツハイマー病等)」(24.7%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(24.2%)が高い	●高齢者、家族介護者ともに「骨折・転倒」が上位に挙げられている	◆骨折・転倒などが要介護状態になる原因となっている。また、心臓病の罹患も含め、青年期からの生活習慣病予防に関する取り組みの強化が必要。
	希望する生活・介護	・「介護保険で利用できる施設や高齢者向け施設に入所・入院したい」が23.3%と最も高い ・『自宅介護希望』は50.9%	・「介護保険で利用できる施設や高齢者向け施設に入所・入院したい」が35.5%と最も高い ・『自宅介護希望』は42.8%	・介護者が考える本人への介護は、『自宅介護希望』が72.5%、『施設等介護希望』が19.1% ・施設等への入所・入居について「入所・入居は検討していない」が63.5%	●共通して、最期まで自宅で生活を送りたい人や介護を続けていきたいと考える人が多い ●若年層は施設等への入所の希望が他と比べて高い	◆住み慣れた地域や自宅で最期まで暮らしたいという希望が多く、在宅介護サービスを提供できる体制の充実・確保が必要。
	介護サービスと保険料の方向性	・「介護サービスを不足させないため、保険料の上昇はやむを得ない」は40.1%、「介護サービスが不足しても、保険料は上昇しない方がよい」は30.5%	・「介護サービスを不足させないため、保険料の上昇はやむを得ない」は60.5%、「介護サービスが不足しても、保険料は上昇しない方がよい」は14.0%	・「介護サービスを不足させないため、保険料の上昇はやむを得ない」は48.9%、「介護サービスが不足しても、保険料は上昇しない方がよい」は26.4%	●若年層は高齢者や家族介護者に比べて、介護サービスの充実のための介護保険料の上昇を支持する傾向にある	
	在宅医療の認知度	・在宅医療を「知っている」は31.5%	・在宅医療を「知っている」は34.3%	・在宅医療を「実際に利用している」が10.1%、「知っているが、利用したことはない」が50.0%	●家族介護者の在宅医療の認知度は高い	◆在宅医療の認知状況は、高齢者や若年層では30%台とやや低いことから、啓発方法について検討が必要。
	在宅医療の希望	・在宅医療希望は44.7% ・「在宅医療を希望するが、十分な医療を受けられないので、不安がある」は28.7%	・在宅医療希望は42.1% ・「在宅医療を希望するが、十分な医療を受けられないので、不安がある」は26.8%	・在宅医療希望は48.3% ・「在宅医療を希望するが、十分な医療を受けられないので、不安がある」は21.9%	●在宅医療希望者は特に家族介護者に多い ●希望はするが、不安があるという回答は高齢者が高い	◆在宅医療の利用希望は70%程度と高いが、不安がある人もみられ、在宅医療に関する情報提供や周知方法について検討が必要。

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
認知症や権利擁護	認知症になった場合の近所への周知	・「隠す必要はないが、あえてそのことを知らせる必要もない」が 45.6%と最も高く、「積極的に知らせて、見守りや声かけなど協力をお願いしたい」は 26.4%	・「隠す必要はないが、あえてそのことを知らせる必要もない」が 46.0%と最も高く、「積極的に知らせて、見守りや声かけなど協力をお願いしたい」は 35.0%	・「隠す必要はないが、あえてそのことを知らせる必要もない」が 47.8%と最も高く、「積極的に知らせて、見守りや声かけなど協力をお願いしたい」は 20.8%	●共通して「隠す必要はないが、あえてそのことを知らせる必要もない」が高い	◆家族等が認知症になった場合、近隣住民からの積極的な支援や協力を希望する人は少ない。介護の抱え込み、孤立防止に向けた対策が必要。 ◆認知症の予防から早期診断・早期対応のための連携体制の充実や家族等介護者の精神的・身体的負担の軽減を図る取り組みの検討が必要。
	重要な認知症施策	・「かかりつけ医や介護関係機関などから専門医療機関へのスムーズな連携体制づくり」(51.8%)、「認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる仕組み」(44.5%)が高い%	・「家族の精神的負担を緩和する取り組み」(56.5%)、「認知症による徘徊や緊急時への対応」(53.5%)が高い	・「かかりつけ医や介護関係機関などから専門医療機関へのスムーズな連携体制づくり」(54.5%)、「認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる仕組み」(43.3%)が高い	●高齢者や家族介護者は認知症本人への専門的な支援、若年層は認知症本人を取り巻く周囲に対する支援や対応が高い傾向にある	
介護の状況	介護ができない場合の対応			・「ショートステイを利用することが多い」が 21.3%と最も高い	●家族等が対応できない場合が 60%を超え、また、「介護者不在となることが多い（一人になる）」は 15.2%	◆家族等が介護できない場合、施設等利用で対応していることが多いが、介護者不在で自宅に一人になる状況もみられる。 ◆介護上の悩みでは、介護者自身が介護できなくなった時のことを不安に思う人が多い。介護者の緊急時・急用等への対応の検討が必要。
	介護上の悩み			・「自分が介護できなくなったときのことなど、将来が不安」(46.6%)、「自分の時間が持てない」(33.1%)、「急に介護できなくなったときに、助けてくれる人がいない」(29.2%)が高い		

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
介護の状況	通いの時間・回数			・通いにかかる移動時間は「10 分以上 30 分未満」(38.1%)、ひと月の通いの回数は「30 回」(38.1%) が最も高い	●通いの回数は、毎日または2日に1回程度とその頻度は高い	◆介護に感じる不安の解消に向け、ボランティア等の多様な主体による支援の検討が必要。
	不安に感じる介護			・「外出の付き添い、送迎等」(30.3%)、「夜間の排泄」(24.2%)、「認知症状への対応」(21.3%) が高い	●身体介護に不安を持つ人が多い	
介護者への支援	就労状況			・「フルタイムで働いている」が27.0%、「パートタイムで働いている」が15.2%	●働きながら介護を行っている人は42.2%	◆就労継続可能とする人の中でも「問題はあるが、何とか続けていける」と考える割合が高いことから、介護と仕事を両立する上で課題となっていることについてさらに細かな分析を行い、負担軽減に資する必要な支援を検討していくことが必要。
	就労継続見込み			・就労継続可能80.0% ・就労継続困難は12.0%	●今後も介護を行いながら就労継続可能とする人が多いが、そのうち6割程度が「問題はあるが、何とか続けていける」としている	
	在宅介護に必要な支援		・「介護用品の支給やサービス利用料の軽減など、経済的負担に対する支援」(73.3%)、「一時的な預かりなど、身体的負担に対する支援」(61.5%) が高い	・「必要なときに訪問を受けたり、宿泊できる施設が身近にあること」(44.9%)、「必要なときに入所できる施設があること」(43.8%) が高い	●自宅で介護を行いながら、必要なときに利用できる施設の希望が高い	

区分	質問項目	65 歳以上	40～64 歳	家族介護者	特 徴	課題等の分析
高齢者福祉施策	高齢者福祉サービスの認知度	・【福祉バス（ゆめあいバス）】【配食サービス】【住宅改造助成事業】の認知度が高い ・【はいかい高齢者等位置探索サービス】の認知度は 8.8%と低い	・【福祉バス（ゆめあいバス）】【住宅改造助成事業】【配食サービス】の認知度が高い ・【はいかい高齢者等位置探索サービス】の認知度は 8.0%と低い	・【福祉バス（ゆめあいバス）】【紙おむつ給付サービス】【配食サービス】の認知度が高い	●家族介護者は、高齢者や若年層に比べて全てのサービスの認知度が高い	◆はいかい高齢者等位置探索サービスの認知度は 10%未満と低いものの、認知状況に関わらず、今後の利用意向は 20～30%程度みられ、サービスの周知方法のあり方について検討が必要。
	高齢者福祉サービス今後利用したい	・「緊急通報システム」(45.9%)、「配食サービス」(43.3%)、「福祉バス（ゆめあいバス）」(42.0%) が高い	・「配食サービス」(64.3%)、「福祉バス（ゆめあいバス）」(56.3%)、「緊急通報システム」(56.0%) が高い	・「紙おむつ給付サービス」(66.9%)、「配食サービス」(48.3%)、「寝具洗濯サービス」「緊急通報システム」(30.9%) が高い	●高齢者と若年層が利用したいサービスの上位 3 項目は同じ ●家族介護者は介護に必要なサービスの利用意向が高い	
	相談窓口の認知度	・地域包括支援センターは「知っている」が 41.6% ・高齢者支援センターは「知っている」が 29.2%	・地域包括支援センターは「知っている」が 37.3% ・高齢者支援センターは「知っている」が 25.8%	・地域包括支援センターは「知っている」が 75.3% ・高齢者支援センターは「知っている」が 70.8%	●地域包括支援センター、高齢者支援センターともに、若年層の認知度が低い	◆町全体として、相談しやすい窓口や情報提供が求められているが、その中核機関である地域包括支援センター・高齢者支援センターについては、高齢者、若年層ともに認知度が低い。周知方法のあり方について検討が必要。 ◆送迎・外出支援等の移動サービスや買い物代行、配食サービスなどの需要が高いことから、公的サービスに限らない、住民やボランティア等の多様な主体による提供体制の検討が必要。
	地域での生活をするために必要なサービス	・「送迎・外出支援等の移動サービス」(39.0%)、「定期的に自宅へ食料品など生活必需品を届けるサービス（買い物代行）」(35.5%) が高い	・「送迎・外出支援等の移動サービス」(58.8%)、「定期的に自宅へ食料品など生活必需品を届けるサービス（買い物代行）」(58.3%) が高い	・「送迎・外出支援等の移動サービス」(57.3%)、「定期的に自宅へ食事を届けるサービス」(47.2%) が高い	●移動サービスや買い物代行、配食サービスの希望が高く、特に若年層が高い	

区分	質問項目	65歳以上	40～64歳	家族介護者	特徴	課題等の分析
高齢者福祉施策	重要な町の高齢者支援施策	・「相談できる窓口設置や情報提供」(48.1%)、「町内の介護施設の充実」(43.2%)、「地震、火災、風水害などに対する防災対策」(33.9%)が高い	・「町内の介護施設の充実」(56.8%)、「相談できる窓口設置や情報提供」(56.3%)、「家族等介護者への支援」(52.8%)が高い	・「町内の介護施設の充実」(53.9%)、「相談できる窓口設置や情報提供」(52.2%)、「在宅サービスの充実」(51.1%)が高い	●共通して、町内の介護施設の充実、相談できる窓口設置や情報提供が上位2項目に挙がっており、特に若年層が高い	◆家族介護者の介護負担軽減を図り、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、在宅介護サービスの充実や、一時預かり施設等の整備について検討が必要。

3 水巻町地域ケア推進会議 委員名簿

氏 名	選出区分	団体等
◎森田 翼	医療関係者	遠賀中間医師会
○松野 俊子	町議会議員	水巻町議会
池 昭 二	区長会	水巻町区長会
野中 茂彦	民生委員	水巻町民生児童委員協議会
藤田 眞弓	居宅介護支援事業所	水巻町介護支援専門員連絡会
松岡 功峻	高齢者支援センター	水巻町南部高齢者・障がい者支援センター
高祖 順子	社会福祉協議会	水巻町社会福祉協議会
土井 忻一	地域の代表	一般公募
坂井 恵	保健師	水巻町役場 健康課
荒谷 美知郎	その他町長が必要と認めた者	水巻町老人クラブ連合会

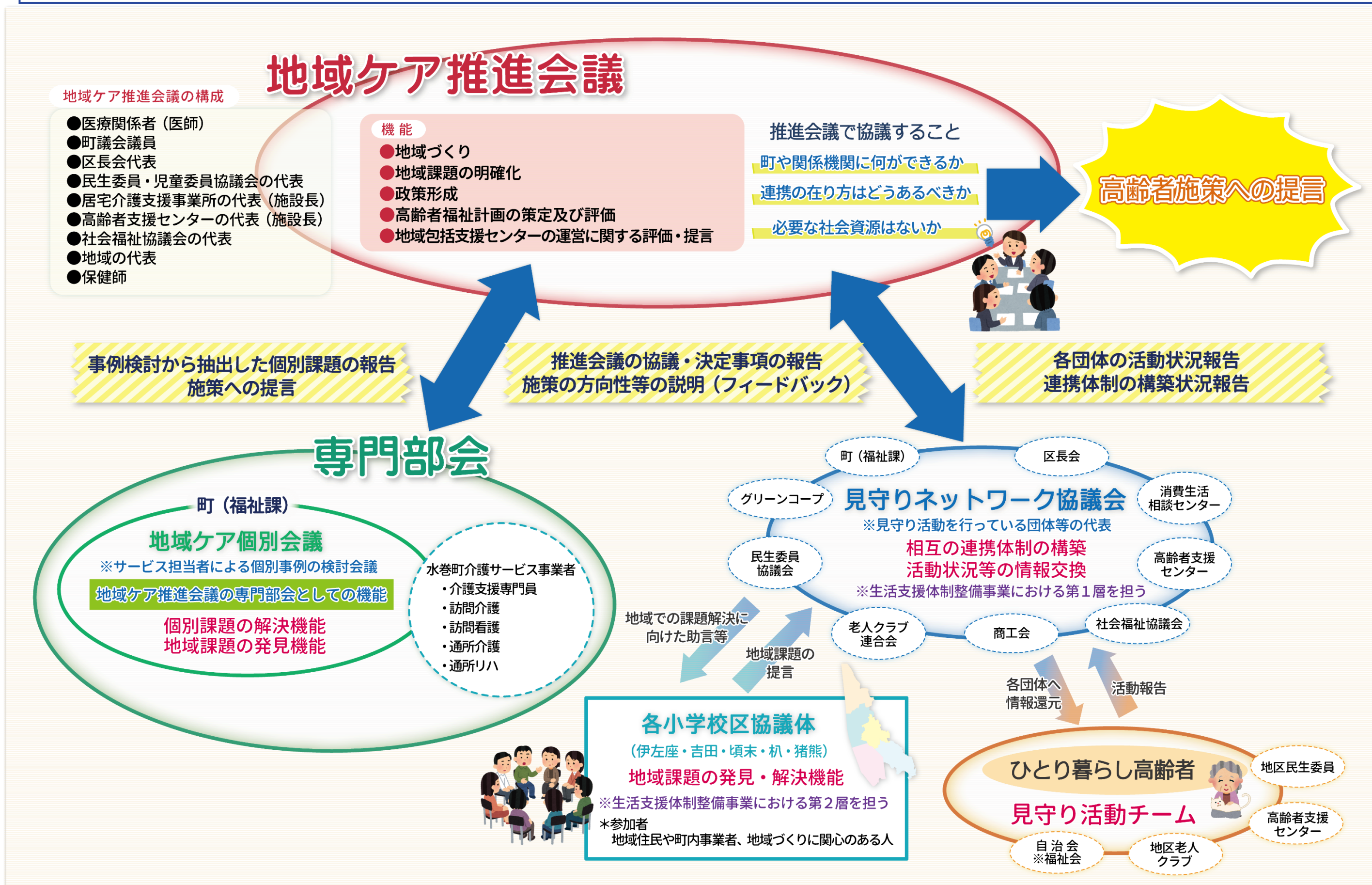
(敬称略)

◎は会長、○は副会長

4 策定経過

実施期日	内 容
令和 2 年	
2 月～3 月	アンケート調査の実施（65 歳以上高齢者、40～64 歳、家族等介護者）
4 月 ※書面開催	令和 2 年度 第 1 回水巻町地域ケア推進会議 1. 令和 2 年度地域ケア推進会議 審議日程について 2. 第 7 期・第 8 期計画の策定方針及び重点施策の概要について 3. 第 9 期計画策定方針について 4. 第 9 期計画策定に係る住民アンケート調査の実施について
6 月 ※書面開催	令和 2 年度 第 2 回水巻町地域ケア推進会議 1. 地域包括支援センター運営協議会について 2. アンケート調査の結果報告 3. 水巻町の統計データ等の分析
8 月 7 日	令和 2 年度 第 3 回水巻町地域ケア推進会議 1. 地域包括支援センター運営協議会について 2. 第 9 期高齢者福祉計画施策案について
10 月 2 日	令和 2 年度 第 4 回水巻町地域ケア推進会議 1. 地域包括支援センター運営協議会について 2. 第 9 期高齢者福祉計画 体系図及び施策案について
11 月 6 日	令和 2 年度 第 5 回水巻町地域ケア推進会議 1. 地域包括支援センター運営協議会について 2. 第 9 期高齢者福祉計画素案について
12 月	パブリックコメントの実施 令和 2 年 12 月 7 日 ～ 12 月 21 日
令和 3 年	
1 月 ※書面開催	令和 2 年度 第 6 回水巻町地域ケア推進会議 1. 地域包括支援センター運営協議会について 2. 第 9 期高齢者福祉計画（案）最終審議
1 月 28 日	町長への答申

5 水巻町の地域ケアの構造



6 用語解説

A B C 順・五十音順

用 語	解 説
でいーこむ DCOM事業	地域住民や事業所等で自主的に組織された団体が地域の中で行う互助活動のこと。高齢者等が生きがいを持って住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護予防を目的としている。互助活動の内容や支援の担い手・受け手は、地域の実情によって決めることができる。
P D C A サイクル	plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字をとったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという考え方のこと。
S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（social networking service）の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
介護予防事業・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう創設された事業のこと。平成 26 年の制度改正により新たに再編成され、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン、地域包括支援センターで行う）があり、要介護認定で「非該当」に相当する第 1 号被保険者（高齢者）や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象とする。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。
権利擁護	生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい人が、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利施行に関する専門的な相談・援助を行うこと。
高齢者支援センター	高齢者が住み慣れた場所で、安心して暮らせるように、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的な支援を行うため、町内の 3 つの地域に設置している相談窓口のこと。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が不十分で財産管理や契約等の手続きが困難な人に対し、本人の生活に関する支援や法律行為を代理または法律行為に同意する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見と本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム世代である昭和 46 年（1971 年）～昭和 49 年（1974 年）に生まれた人のこと。
団塊の世代	第一次ベビーブーム世代である昭和 22 年（1947 年）～昭和 24 年（1949 年）に生まれた人のこと。

用 語	解 説
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった画一的な関係を越え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートしあう社会のシステムのこと。
地域包括支援センター	高齢者の日常生活、栄養、環境などの包括的な管理のため、保健師、介護支援専門員、社会福祉士などが連携して包括的・継続的マネジメントなどを行う中核的組織（役場 1 階に設置）のこと。
認知症	さまざまな原因により脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ 6 か月以上継続）のこと。症状としては「中核症状」や「行動・心理症状」があり、周囲から見ると「徘徊」や「妄想」も本人なりの背景や理由があると言われている。
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。
認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度と、それによる日常生活の自立度を客観的に判断するために、医療・福祉現場で用いられる指標のこと。特に、介護保険制度の要介護認定で、この指標を審査判定の参考としている。自立度は、軽い方から「Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ」に区分され、「Ⅱ」以上を認知症ありと判断する。
認知症サポーター養成講座	キャラバン・メイト（認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を伝える講師）と町が共同し、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者）として、何ができるかについて学ぶ講座のこと。
はちまるごーまる 8050問題	子どもの引きこもり状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢となり収入が途絶えたり、病気や要介護状態になり、家族が社会的孤立・経済的困窮状態になる問題のこと。象徴的な年代として、80 代の親と 50 代の引きこもりの子を意味する。
パブリックコメント	市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、住民誰もが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続きのこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人のこと。
福岡県介護保険広域連合	公平で安定した介護保険制度の運営を行うことを目的として、福岡県内の 33 の市町村で構成する組織のこと。

用 語	解 説
ボランティア	自由意思に基づく奉仕活動や労働に携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。
民生委員・児童委員	地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。主に、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行う。
要介護度	介護保険制度を利用する上での介護の度合い（要介護状態区分）を表したものの。介護保険では自立を除いた7段階（要支援1～2、要介護1～5）の要介護状態区分によって支給限度額が決められている。
要介護等認定者	介護保険制度において、予防給付や介護給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認する認定を受け、要支援1～2または要介護1～5と認定された人のこと。
老々介護	高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。高齢の夫婦間での介護、高齢の兄弟姉妹間での介護、高齢の子どもがさらに高齢の親や身内を介護する場合が該当する。体力的、精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題の一つとなっている。

第9期 水巻町高齢者福祉計画

(令和3年～令和5年)

発行日：令和3年3月

発 行：水巻町

編 集：水巻町 福祉課

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号

TEL 093-201-4321 (代表)

ホームページ <https://www.town.mizumaki.lg.jp/>



水巻町

